

ものの内容を充実するという方向で吸収していくべきではないか、かように私は考えるわけであります。

そこでこの内容の問題であります
が、いろいろな立場から問題を見つ
けることができますけれども、特に組合

ここでいわれております出資とは一体
 どういうものをさすのか、まず、それ
 から一つ伺いたいと思います。

○坂村政府委員　お答えいたします。
農事組合法人の出資は、もちろん現金もございますし、たとえば現物出資もできるように考えております。

○安井委員　法律には農地等というこ

とですね。農地その他ということだと思ふわけでありますが、そのうち農地の出資については、物権あるいは債権の面からどういふうな形になるわけですか。

○坂村政府委員 農地を出資いたしましたして、その法人の出資金の中で評価いたしましたしまして、それがその法人の出資金になるわけでございます。いわゆる普通の現物出資でございます。

○安井委員 それでは、ここで設定しておりますのは所有権の移転というだけですか。

○坂村政府委員 所有権ももちろんでございませうけれども、その他の農地に ついての物権、永小作権とか、そういうものがございませう、そういうようなものも当然現物出賃として考えておる わけでございませう。

○安井委員　ここで考えられております農地、今おっしゃいましたのは現金金と農地ということでありますけれども、それ以外にはどういような種類をお考えになっておりますか。

○坂村政府委員　そのほかといしましては、農業経営に必要な施設でございます。いまして、たとえば農機具あるいは家畜舎を現物出資するとか、そういうようなものも当然一つの現物出資として考えていいのじゃないかというふうに考えております。

○安井委員 この条文の解釈で、いた
だいております資料の中に説明がいろ
いろになされておりますので、ちょっ
と理解しかねる面もあるわけでありま
すが、出資をしておればつまり土地を

提供する、あるいはまたさっきの御説
明によりますと、所有権以外の民法上
の債権やあるいはまた物権というよう
なものの出資もあるということであり
ますが、たとえば出資者が永小作権と

ばならぬということになりますと、いろいろ合理化をしようというような面が阻害をされる、こういうおそれがあるのでございまして、たとえば十人のものが集まって農事法人をやった場合に、実際の仕事といたしましては五人

でいいとかあるいは三人でいいという
ような場合も当然起こるわけでござい
ます。そういう場合に全員に法人の業
務に従事するという義務を課すること
は、今の状況では非常に実情に合わな

いのじゃないか、こういう感じがするのでございます。従いまして今度の法案では、従事する者のうち五分の四は組合員でなければならぬ、こういうふうに裏から規定したたわけでございます。そこでその法人の仕事は組合員の仕事になる、こういう考え方をいた

したわけであります。

○安井委員　私は普通の場合、まともな見方からすれば今の御説明でもこれは通るのだと思います。しかし私は人が悪いから一番悪い例でお尋ねをす

るわけですが、たとえば三町歩に三町歩を出資するという形にする。しかし御本人は町に行ってしまった。百姓は何もしない。百姓には全く関

ないとというようなことになるわけでもないというので、そういうような姿では農業法人はできない、こういうようなことになるかと思っております。やはり組合員はあくまで農民である、こういう考え方で考えておるわけでござ

います。

○安井委員　これは農民でもいいわけですね。農民の場合に限定しても差しかえありませんが、御本人は大部分の土地はそっちへ出資をして法人化した。

ている。しかし自分はほんのわずかな土地をどこかで耕作している。つまり法人としてのその人の農業生産の主たる部分には全く無関係なわけです。ただ土地の出資だけで従事義務がないわけでありますから、それだけであつてもその人は法人の構成員で、その法人

○坂村政府委員　いろいろと考え方が、
 堂々と運営の問題について発言もでき
 るというタイプは、私はどうもおかし
 いと思うのですが、どうですか。

相違で私の期待する答弁はただけな
いようでありませうけれども、私はそ
ういふに思ふわけでありませう。特
に最近農村では借金がふえてきてい
る。そういうようなことで農地の担保とい
うような仕組みは表面ではできないに
いたしたとしても、裏では実質的に土地
が金貸しのところに集中をしておる
。そういうような例もないわけではな
い。こういうようなものが今度の新し
い法人の中に非常に都合のいい仕組
みでできた。農地の信託とこの二つが合
わさっていかにもそういうような人
に向くような仕組みがここにできた、こ
ういふようなことになって悪用される
おそれがあるのではないか、このよう
なことを考えるわけでありませう。

それから金銭の出資であります、
金銭の出資につきまして何か制限措
置を講ずるとかいうようなお考えはござ
いませうか。

○坂村政府委員 農事組合法人につ
きましては、そもも法案の趣旨にもご
ざいますように、ほんとうに共同化
しようという方々が集まって法人を
作って共同経営をやる、こういうよう
な姿でございまして、みんなお互い
に知り合った人たちが多々ございま
して、非常に親近感の強い者が集まる
という姿が大部分であろうと思ひます。
そういうような意味でございまして、
いろいろ相談をいたしまして出資やな
んかもきめて参るわけでございます。
で、金銭につきましても制限はいたさ
ないつもりで考えております。です
から法律の上でもいたしております。
○安井委員、一般的には今おっしゃ
ったことで差しつかえないと思ふわけ
です。先ほど私がいろいろ先回った心配

を申し上げましたけれども、これはみ
んな杞憂で終わればよいわけでありま
すけれども、この農事組合の形態につ
いてはありとあらゆる場合が予想され
て、それについて何も制限がありませ
ん。農業とその付帯事業というふうな
ごく大まかなき方でありませうから、
今後これがどういふふうな発展をして
いくか全く見当がつかないものだと思
ひます。しかも組合員は五人以上とい
いわけですが、十人であるかもしれない
し、百人であるかもしれないし、千
人であるかもしれないし、一万人の組
合はこれではできないかもしれない
が、しかしながらそういうふうな何ら
の制限がないわけですね。そういうよ
うなことから、あまりにもワクがなさ
過ぎるという点においていふような心
配が出てくるわけでありませう。その一
つは、私は、金銭出資の面でも、お金の
人が作った生産組合なるものをひっか
き回してしまつて、ちやうど昔の何々
農場といった、北海道によくありま
したけれども、そういう資本家の経営
に実質的に変わつていくおそれはない
か。その心配は要するに出資と従事
義務とを全く切り離してゐるところから
出てくるのではないか、かように考え
るわけでありませう。その点はこの従事
義務の面からも言えるわけでありませ
うが、常時従事というふうな内容、こ
れも非常に不明確だと思ふわけであり
ませうけれども、その点はいかがですか。

○坂村政府委員 初めの点でございま
するが、おっしゃる通り新しい制度で
ございまして、運用して参ります場
合にも、極端なことを考えますと非常
な心配もあるわけでございます。しか
し実際問題といたしましては、農村の

一番末端の組織といたしまして、気持
といたしましては、一つの総合された
農協の系統組織に入っていくような、
そういう組織で考え、今後指導して
参りたいというふうな考えであるので
ございまして、そういう面からも、そ
ういふ極端な例は起こらないように一
つ十分指導して参りまして、そして実
際の動きを見まして、その上でどうい
うような姿に落ちついて参りますか、
その点も十分一つ注視をして参りたい
と思つておるわけでございます。

それから第二の問題でございませう
けれども、これは常時従事と申します
のは、常時的に常時従事というふう
に考へておるの点でございまして、
現在のところ幾日以上というふうな
限定的な考え方はいたしてございませ
んけれども、たとえば農業経営なら農
業経営をやつていけます場合に、大
体どのくらいのものが常時従事と言
えるか、そういうふうなことで、おの
おのの仕事の内容によつても違ふと思
ひます。そういう点で考えていきたく
と思つております。

○安井委員 その常時従事というの
も、単なる言葉のあやだけではないけ
ないと思ふわけでありませうが、省
令で具体的に定められるわけですか。
○坂村政府委員 農協法の関係にお
きましては、常時従事というものを省
令なり政令なりで日にちをきちんと
きめようというところは考えてござい
ませうけれども、農地法の特例を認
めるわけではございませう。農地法
の対しましては、農地法の特例を認
めるわけではございませうから、そ
ういふような意味で、農地法の特例
を認めるわけではございませう。そ
ういふ面からの何らかの規定は考
えたら

いいのではないかと申すに考へて
おります。
○安井委員 といいますことは、結
局これは政令で省令で定めるとい
うわけですか。それとも事務的な決
定なんですか。

○中野政府委員 農地に関する所
有権あるいは使用収益権を認めま
す。その農地法上の生産法人の構成
要件としまして、常時従事する構成
員が農事組合法人にあることは議決
権の過半数以上を占める、というこ
とにしまして、常時従事の構成員とい
うことが問題になってくるわけでは
ございませう。その常時従事の規定
は農林省令で定めるようにしたいと思
つております。

○安井委員 この常時従事という名前
で結局これは構成員になるわけであ
りますから、それだけにこの規定の仕
方は重要だと思ひます。省令の規定
がどうであるか、その際きめて
慎重を要する問題だと思ふわけであ
ります。

なお出資につきまして、いわゆる出
資という概念の中に、信用出資ある
いはまた労働出資という概念があり
ますが、それはこの法律の中に導入
されることになってございませうか、
どうで

○中野政府委員 この農地法上の農
地という所有権、使用収益権の権利
主体となる農地法上の生産法人につ
きましての出資というものは、先ほ
ど申しますように、農地等に関しま
する所有権等の権利が中心になるわ
けでございませう。農地法上のい
わゆる農業生産法人につきま
しては、農地の提供とそれから
労働の提供、こういうことに相なるわ

けでございまして、その関係におき
まして、ただいまのところは現物出
資という概念で、現金出資、現物出
資という考えで考へております。労
務出資は考へられない、こういうこ
とであります。

○安井委員 合名会社、合資会社
の場合にはよく信用出資や労働出
資といふような考え方がないわけ
ではございませう。そういうような
点から考へて、農地法上の農地法
上の生産法人にありましては議決
権の過半数以上を占める、という
ことになつて、常時従事の構成員
といふことが問題になってくるわけ
ではございませう。その常時従事
の規定は農林省令で定めるように
したいと思つております。

○安井委員 この常時従事という
言葉に關連いたしまして、その組合
の経営的な労働、これはその常時
従事という言葉の中に含まれるので
ございませう。これは組合の規模
にもよるわけでありませうが、そ
の組合員といふふうな立場の人の
従事の仕方がそれは常時従事なの
かあるいはまた雇用労働といふ形
なわけですか。組合員の場合には
これはわかりませうけれども、組合
が大きいとすれば会計係を置くとか
あるいは技術の担当者や置くとか
いうふうなことになるはずであり
ませうが、いわゆる経営的な労働
の見方をどういふふうにお考えにな
つておられるか、それを一つ伺いま
す。

○坂村政府委員 組合が経営をや
つて参ります場合には、労働も要
りますし事務も要りますし、そのほ
かいろいろの仕事を要するわけでは
ございませう。もちろん経営面に携
わる者も常時従事といふふうな考
えております。○安井委員 そのマ
ネージメントの見方でありませう
けれども、私がさつきいろいろ会計
係とか技術係とかさうい

うふうに申し上げましたが、それはどの範囲までお入れになるおつもりですか。

○坂村政府委員 その組合が農業経営をやっていくのに必要な仕事については、これはその組合の仕事に従事する、こういうふうな考えでいいのではないかと考えていますので、実情にに応じて考えるべきだと思っております。

○安井委員 この経営労働の見方というのをおそらく組合の運営の問題で非常に大事になってくると思うのでありますが、常時従事という觀念に当てはめていけば、これは組合の当然の構成員になるし、従って従事配当という形でお金が出てくるだろうと思えます。しかしながら会計係を雇ったという雇用労働という形で出てくれば、これは組合の経費の中に労働賃という形で入ってくるはずであります。一般の田植えの人が足りないのに入れたとか、それと同じような形の労働賃という形で入ってきております。それだけにこの見方というものは常に問題になるわけでありますが、その点の認定は結局組合自体にまかせる、そういうお考えですか。

○坂村政府委員 御指摘の通りの問題があるのをごさいますして、これらは先ほど申し上げましたように親近感の非常に強い人同士の集まりでございまして、それらをたとえ甲の人は会計の仕事をする場合に、いわゆる組合員として扱うのか、あるいは雇用労働者として扱うのか、そういう問題はその経営上いろいろな相談をしてきまして参る問題だろうと思えます。

○安井委員 非常に問題を簡便に扱おうというお気持はこの法律の中に現われております。しかしながら私は、これは最後になってこの組合側の対外的な信用度という問題に行きついた場合には、単なる簡単に作って簡単に運営させればそれでいいだろうというふうなことでは済まされない段階があるのだらうと思うのです。作るなら勝手に作りなさいということではなしに、政府の方でもっと親切な扱いをしてあげて、善意の第三者にも十分に信頼を受けるような、そういうふうな組合の形成ができる、こういうふうな考え方でなくてはならないと思うわけであり

ます。さらにまた先ほど雇用労働者の制限の規定がある、設けるつもりだというふうな中に申されましたけれども、私はむしろその雇用労働の制限の方は仕事の内容によりまして多く要するものもあるし、少なく要するものもあるわけでありまして、そのちのちの方はこれは実情にまかせるような方向にしておいて、そしてむしろ出資者は全員従事しなくては行けない、こういうような社会党の考え方が私はずっとすぐれた考え方だというふうに思うわけでありまして、そうでない限り先ほど来申し上げましたようないろいろな弊害が必ず起きてくる、こういうことを指摘しておきたいわけでありまして、特にこの組合の任意設置という、どういう形でもいいというふうなことになる、どうも、これは農業協同組合の正会員になるわけでありまして、あまり外部的な妙なものが介入してくるというふうなことではありますと、農業協同組合そのものの運営にも私は支障を

来たしてくるのではないかと、こんな気がするわけですね。もとも先ほどお話がありましたが、この農業法人は農民の創意から出てきたものです。それを今度法律で定めようとしたわけでありまして、農民の創意から出てきたものはあくまでもこれは従事者本位でみんなが寄って集まって、それでむしろ素朴な考え方は税金を安くするようにならね、こういうふうなところから出てきたものも多いわけでありまして、そういうような素朴な考え方が法制の内容をゆるめることによりまして、その本質を今度の法律規定の中でゆがめてしまいうもの、だというふうな印象を受けるわけでありまして、その運営内容を比較的簡素にやろうという考え方はこの法案をずっと見て参りますと、たとえば役員

の選任の仕方についていまして、選挙というシステムを特にとうとうという考え方をもちこたになつていない、選任というふうな言葉の書き方になっていて、あるいはずいぶん、あるいはまた監事も必ず置かなくては行けないという、これは書いてないようでありまして、あるいはまた組合の議決事項の中に、社会党の案によりまして、借入金

の最高限度や、農協等の加入脱退というふうな重要な事項は必ず総会にかけなくては行けないというふうな書いてあるわけでありまして、政府案にはそういうものもごく簡素な形になっております。そういうふうな意味で、私は第三者に対抗していくという場合に力がないようなものになりはしないかという

ことをおそれるわけがあります。そこで、こういうふうな組織を将来指導運営していく場合に、政府は模範定款

とでもいいますか、そういうふうなものを準備しておられるわけですか、あるいはそのおつもりが御座いますか。

○坂村政府委員 いろいろ御指摘でございますけれども、先ほどから申し上げますように、たとえば十人なら十人、十五人なら十五人が集まった場合に、それがみな全員が従事しなければならぬ、こういう姿で参りますと、農業を法人化し、農業経営を法人で行なうということが全然消えてしまふのではないかと感じますのでありまして、そこら辺も政府側におきまして十分考えまして、従事義務というものを全員に課さない、こういう考え方で裏から考えておるわけでございます。

それから農事組合法人の設立とか運営とかにつきましてはできるだけ簡素にしなうということ、それから農村の実態から申し上げますと、たとえば五人なり十人なりの集まりで共同化をして、いく、いろいろあるのでありまして、こういうふうなものが出資をした方がいようなものもございまして、出資をしなくてもいいようなものもございまして、法人格を持った方が便利だといふものもございまして、それから法人格を持たぬでもいい、いろいろな形態があるのでございまして、そういうようなものがいろいろの事態に

応じて作業がうまく進みますように、こういう趣旨で考えたわけでございますので、不十分な点もあるかとは思いますが、これを運用しながら不十分な点は是正するように指導して参りたいというふうに考えておるわけでございます。

最後に定款等につきましては、これも画一的にこれを作ってしまったら、たしてそれを押しつけていいかどうかという問題が今ございまして、今後の指導の面からいまして、何らかの模範定款のようなものを作って指導する方がいんじゃないかというふうに考えております。

○安井委員 非常に多様性のものが全体的に予想されるわけでありまして、しかしそれにいたしまして基礎になる問題だけはしっかりさせていかなければならないと思えます。そういうふうな意味で私申し上げておるわけでありまして、ただ私、この農業生産法人につきまして、これに関する土地問題の扱い方が非常に不明確であるような気がするわけでありまして、この法案によりまして、農業生産法人につきまして、この法人が小作地を保有するということにつきましてこれを制限するといふふうな規定が全く見当たらないわけでありまして、普通の場合であります

と、法人が小作地を持つということが、考えられないわけでありまして、けれども、しかし全く制限を設けてないということは将来にわたって問題が起きはしないかということでありまして、さらにまた、この法人が取得する面積につきまして少しも制限を置いておけません。今度は個人についても上限を取らね、私おもうといふような考え方に立っておられるわけでありまして、そういうような考え方も導入されておると見えます、この中にはないように見受けられます。生産法人が本来の性格を持って目的を遂げていくというためには、私が今取り上げました小作地の制限や、あるいはまた取得農地面積の上限制限や、こういったものも

も画一的にこれを作ってしまったら、たしてそれを押しつけていいかどうかという問題が今ございまして、今後の指導の面からいまして、何らかの模範定款のようなものを作って指導する方がいんじゃないかというふうに考えております。

○安井委員 非常に多様性のものが全体的に予想されるわけでありまして、しかしそれにいたしまして基礎になる問題だけはしっかりさせていかなければならないと思えます。そういうふうな意味で私申し上げておるわけでありまして、ただ私、この農業生産法人につきまして、これに関する土地問題の扱い方が非常に不明確であるような気がするわけでありまして、この法案によりまして、農業生産法人につきまして、この法人が小作地を保有するということにつきましてこれを制限するといふふうな規定が全く見当たらないわけでありまして、普通の場合であります

と、法人が小作地を持つということが、考えられないわけでありまして、けれども、しかし全く制限を設けてないということは将来にわたって問題が起きはしないかということでありまして、さらにまた、この法人が取得する面積につきまして少しも制限を置いておけません。今度は個人についても上限を取らね、私おもうといふような考え方に立っておられるわけでありまして、そういうような考え方も導入されておると見えます、この中にはないように見受けられます。生産法人が本来の性格を持って目的を遂げていくというためには、私が今取り上げました小作地の制限や、あるいはまた取得農地面積の上限制限や、こういったものも

も画一的にこれを作ってしまったら、たしてそれを押しつけていいかどうかという問題が今ございまして、今後の指導の面からいまして、何らかの模範定款のようなものを作って指導する方がいんじゃないかというふうに考えております。

しる法律規定の中に設けることの方が合理的ではないでしょうか、いかがでしょうか。

○庄野政府委員 農業生産法人の小作地保有につきましては、お説の通りこれを禁じておりません。これはたばこ耕作その他、連作をきらうような関係もあって一部をその他の耕作者と交代して使わざるを得ない場合に、法人の所有権を持っておる耕地について一時的に交代で耕作するというような関係もあろうかと存じてかようにいたしました次第であります。

なお、先ほどから個人の自作農の三町歩の上限は青天井だ、こういうふうにおっしゃっておられますが、従来は自家労働のみによってこれが適正耕作ができる場合には許可する、こういうことになっておった点を、自家労働のみというのを、主として自家労働によつて適正耕作ができると認められる場合に三町歩以上の取得を認める、こういう条件をかぶっておりますので、無条件の青天井ではございません。そういう点を御了解願いたいと思ひます。

それから農業生産法人につきましては、協業の助長という点もありまして、法人の必要労働の過半数以上を構成員が従事するというに相なっておりまして三町歩以上の保有につき制限をしないのは、個人の場合と歩調を合わせて考へておる次第でございます。別に個人、法人の区別があるわけじゃございません。

○安井委員 最高制限面積の問題につきましてもいろいろ私の考え方の中し上げたわけですが、きょうは時間も回っておりますので繰り返

しませんけれども、やはり最高制限を三町歩で足りなければ四町歩にするとかいうようないろいろな方法があるわけですが、主としてという、そういうような言葉のあやだだけで問題を廻理されようとする、これはおそろく悪用されるおそれが多分にあるのではないかと考へるわけであり

ます。そこに個人についても上限面積を何らかの形で置くべきだし、もつと法律の中に規定すべきである。法人についても同様な考へ方を導入すべきである。そうしなければ法人そのものが小作地を幾ら持ってもいいし、幾ら面積をふやしてもいいということになります。先ほど一番最初に私は疑問として申し上げましたように、農業に従事しなくてもいいような人が自分の持っている土地を法人に出資する。幾ら出資をしてもいいわけですから、土地が余ってくる。その余った土地を法人の名前で小作地に出してもいい。そういうように、回り回って農地改革の本旨をゆがめるおそれがある。こういうような立場から申し上げておるわけであり

ます。そこで、次は財務の運営についてもこの政府の法案の中でいふ疑問を持つ点があります。この剰余金の配当の方法につきましても社会党の考へ方とだいぶ違ふわけですが、従事配当や出資配当、そういうようなものの順位の優劣等にも問題があると思ひますが、その点は問題がこまかくなりますから、時間があればあとにすることにしたしまして、特に申し上げな

くはならない問題は、農地とか建物とか、あるいは金銭の場合もあるわけでありますが、そういうような出資に

対して、それをどういうふうに評価をするのかというその評価の基準の問題であります。これらにつきましても農林省は十分確固たる考へえをお持ちでしょうか、それを一つ伺いたい。

○坂村政府委員 現物出資の場合の評価の問題でございますが、これはやはりいろいろ物によつても非常に違ふのでございまして、これも実際先ほどから申し上げましたように、現実に農事組合法人ができて出資をし、そしてやていく場合に、みんなで経営の問題等も考へて、どういう正合にその土地では評価をして農事組合法人を作りたいか、こういうことをよく話し合つて、そして健全な農事組合法人ができて、健全な経営のできるよう持つていく、こういう農民の集まりの自主性を十分尊重した姿で指導して参りたいと思つておるものであります。現在のところこういうものについてはどういふふうに評価するといふものまできめておりませんが、その姿を見ながら、必要があればその評価方法につきましても何らかの指導をして参るようになつていきたいと思います。

○安井委員 一応ごもっともな考へだと思ひます。しかしながらその考へ方の基礎には、農林省が現在の日本の農地の価格について少しも確固たる考へをお持ちになっていないといふことが現れておるように思ひわけです。この組合の運営のみならず農地の制度全体を考へていきます場合に、農地価格の問題は非常に大事だと思ひます。さらにまた小作料の問題、借地料の問題も同様に重要だろつと思ひます。ところがそれについて一休ど

うすればいいのかという考へえをお持ちになつていないようであり

ます。組合の運営をする場合に、その出資の配当をしていく。これはその土地をその付近の売買価格でやていくのか、それで評価をしてやる方法もあるのか、しょうし、あるいはまた現在の土地価格については、その辺の土地の収益を資本に還元するような形で土地価格を出していく方法もあるだろつと思ひますし、あるいはまた固定資産税の基礎になる価格で評価をしていく場合もあるでしようし、それによつて実に大きな、月とスッポンくらいの差があるわけ

です。このような差をそのままにしておいて、それについての考へ方を何ら示さないでいて、組合が勝手におきめなさいといふようなことでありますれば、組合の運営の中に土地だけを

出資をしておる人は、評価をできるだけ一番高い売買価格にしてほしいだろし、お金がなく従事するといふだけで組合員になつておる人について

は、それらの出資をできるだけ安く見積もる方が従事分置配当の方がふえてくるわけですし、その組合員の利害に非常に大きな影響がこういふことの中

から出てくるわけ

務を負わせる、こういうようなことになっておるわけでございます。出資ということについて、現物出資の評価に非常に神経を使わなければならぬという問題は、出資配当を優先という考え方で参りますと、そういう問題があらましようけれども、出資配当でもあるいは従事分置配当でもどちらでも組合員の相談で選択してこれはやれる、こういう法制をとっておるのでございすので、その点は出資をどういう工合に見ておきまして配当の問題はいろいろの配当ができるわけでございます。出資配当優先という建前はとっておりませんから、その点は組合の運営としても組合員の方からいまして問題はないのじゃないかというふうに考えております。

○安井委員 これは非常に大きな問題でさらに御検討願わなくてはなりません、今お話のありました従事分置配当についても、これは労働の質及び量をどういふふうに評価するということ、これも大へな問題なわけですね。今日まで共同化が進んだり、こわれたりしている原因はここにあるわけですね。だからこういうようなものについて、今局長の御答弁の中では従事分置配当の方で普通いくからそれでいいとおっしゃるわけけれども、それならこの従事分置配当の問題について、やはり農林省としての十分な御方針をお持ちなのか、特にいろいろな資料を作つて配付するとかそういうふうな指導の方向がきわめて重要だと思ふわけですが、その点いかがですか。

その従事量というものが非常にむずかしい問題であらうと思ひます。これはたとえばソ連のコルホーズのように、どういう労働の量とか質とかによつて点数まできめてそして賃金を払う、こういうようなものもございすけれども、なかなかそういうようなことにはいかないだらうと思ふのでございまして、これも先ほどから申しましたように非常に親近、近い人たちの集まりでございまして、一緒に生きて経営しているから、法人としての経営を育成してうまく持っていくためにどういふ配当をするかという問題は、法人の内部の相談で経営をうまく持っていくようにきめていってもらう、こういう筋で指導をすべきじゃないかというふうなことを考えておるわけでございます。

○安井委員 現在農村に非常に大きな負債があるわけですね。自創資金等もずいぶん入つておられますけれども、それも農地が担保というふうな形に実質的になつておるようなわけでありまして、土地出資を進めていくような場合に、今のようないくつかの負債つきの出資というふうな形でやらなければならぬか進まないという場面が、これは実は非常に多いのではないかと思ふわけですね。その点、農地の出資というふうなやり方は、法律の条文では簡単に書けるけれども、現実の農村の中にはそういうケースが多いと思ひます。その借金を背負つた農地の現物出資といふんですか、そういうような問題につきましてどうお考えですか。

場合もございすし、あるいは人的担保の場合もございまして、必ずしも全部がその上に抵当権等の設定をされておるといふふうには理解してないわけでございますが、なお自作農資金等によりまして抵当権がありまして、この問題については、やはり評価の問題としてわれわれは考えていて、評価の場合にどういふふうにこれを評価するか。それからこれが抵当権というところになりました場合に、その負債の処理につきましては、法人と出資する個人の間に、この問題の処理を十分つけておかなければならないか、こういうふうなことを考えております。

○安井委員 私はこの際こういうことをお聞きしたいわけでありまして、共同化を進めたいというふうなお気持ちがありながら、そしてまた今日の農村の負債の問題にどう対処するか、それを真剣にお考えになるといふお気持ちがありながら、一挙兩得というところ、共同化の出資という方向に進もうとする農地についての借金は、そのための特別な負債整理の資金を出してこれを処理する、政府が責任を持つて、すつかり腰を入れた形で処理をする、そういうお考え方をもちになつていいのではないかと思ふわけですが、いかがですか。

ましては法人の経営の運営に支障のないように十分注意し検討して参りたい、こう考えます。

○安井委員 これは簡単に今の御答弁だけでは済まされる問題ではないと思ひますが、大きな将来にわたる問題として十分御検討をお願いしたいと思ふわけでありまして、あとの時間の関係もありまして、大体この辺で終わりたいと思ひますが、さらにまた保留いたしましていろいろの問題につきましては後に時間をもちただければその際に質問いたしたいと思ひます。

なおもう一つだけ、この農業法人の扱いに関する農林省の通達等につきましては一つ伺つておきたいと思ふのでありますが、昭和三十四年ですか、私は当時のいきさつはよくわからないのですが、三十四年に徳島県から農林省に對する農業法人の法的性格についての問い合わせに對しまして、法人が果樹の出資を受けて生産に従事することは農地法に違反するのだから、これを許可することはできないというふうな、きつぱり御返事になつており、税務署もこれを支持して、農業法人を拒否された。ところが三十五年の十月二十五日付の農地局長の通達では、この扱いを農地法の規定に抵触をしないというふうにはつきり断定をされております。一年くらいしかたないうちに手のひらをひっくり返すように、一方では違法だといつて、次は違法じゃないといつて、その御決定があまりにも唐突じゃないかという印象を私は受けるわけでありまして、当時の経過は知りませんが、さらにまたその内容の適否は別といたしまして、その取

り扱いという形の中で一つお尋ねをするわけですが。

○庄野政府委員 いわゆる農業生産法人の取り扱いにつきましては、三十一年の暮れごろから当委員会におきましても非常に問題になり、この農業生産法人の制度的な認め方につきまして、自民党並びに社会党その他この委員会におきましても促進の決議等をいただいた次第でございす。ただその当時におきまして、農業生産法人に現行農地法のままにおきまして農地の取得を認めていくということにつきましては、特に農地法上禁止の規定はないわけでございますが、法人形態によりまして農業経営というものを予想してない段階において農地法が作られてい、こういう状態におきまして、農業法人に農地の所有権あるいは使用収益権を認めていくということにつきましては、法人形態を通じていわれる農地法の根本理念であります自作農主義に反して、不在地主の発生のおそれがあるということで、現行制度を整備するまでは、農業法人に土地所有権を認めないというところは非常に好ましくないと状態である、こういう態度をわれわれはとつて参つた次第でございす。そういう段階におきまして、先ほど申しますように、当委員会でも自民党なり社会党なりから農業法人の制度化する御要望もあり、決議もあつて、三十四国会に農業法人の制度法の立法を出した次第でございす。不幸にして審議未了あるいは継続審議ということになりまして、今日に至つてまだ制度改正の法律が通つてない、こういう段階でございす。当時の状況といたしまして、いわゆる農地法の根本

は、特に農地法上禁止の規定はないわけでございますが、法人形態によりまして農業経営というものを予想してない段階において農地法が作られてい、こういう状態におきまして、農業法人に農地の所有権あるいは使用収益権を認めていくということにつきましては、法人形態を通じていわれる農地法の根本理念であります自作農主義に反して、不在地主の発生のおそれがあるということで、現行制度を整備するまでは、農業法人に土地所有権を認めないというところは非常に好ましくないと状態である、こういう態度をわれわれはとつて参つた次第でございす。そういう段階におきまして、先ほど申しますように、当委員会でも自民党なり社会党なりから農業法人の制度化する御要望もあり、決議もあつて、三十四国会に農業法人の制度法の立法を出した次第でございす。不幸にして審議未了あるいは継続審議ということになりまして、今日に至つてまだ制度改正の法律が通つてない、こういう段階でございす。当時の状況といたしまして、いわゆる農地法の根本

理念に反するようなことの起こる事態を防ぎます。条項の整備をいたしまして、農地法を出した次第でございます。その農地法が審議終了になる段階におきまして、片一方、自治体といったしまして、農業法人を認めていく実情の必要が生じたわけでございまして、それで、国会に出しました当時の農業法人の条件あるいは構成要件の限度内において農業法人を認めていくということは、必ずしも農地法が最も根本とする、いわゆる根本的理念に反しない限界にあるだろう、こういうふうな考え、そうして国会に提出いたしました農地法のいわゆる農業法人の構成要件の範囲内にある限りにおいて、農業法人に対して三つの許可を与えてもやむを得ない、こういうような通達を出した次第であります。それで当時の状況といたしまして、農業法人といたしましては、農協法による農協、あるいは有限会社それから合資、合名会社、これに限るといふこと、法人が取得いたします農地法上の権利は、使用貸借と賃貸借による権利に限る、こういうふうな限って一応通達で認めた。これは他方において、それと同じ法案が審議中であつた、こういうような状態も勘案して通達を出した次第でございます。

○安井委員 繰り返しますが、私はその適否とか何とかというとは別として、この書き方は非常におかしいよな気がするのです。会期中に法案が議決に至らなかったから通知をする、そして審議終了になった、つまり法律として成立しなかった、次の国会にこの法律をまた出すんだから、今国会の中で成立していない法律の条文を引用し、それによってこういうことをやれという通達は、私はちょっと例がないのじゃないかという感じがするのです。その適否は別として、この通達の書き方は非常におかしい。そうなりますと、もう国会なんかどうでもいいので、政府は法案さえお出しになれば、これはいつか国会を通るのだから、その通るまでの間はその法案と同じことをやらないと言つたら、ここでこの法案が審議終了になつたてちつともかまわないということになるわけですね。立法院の権能を、一國の国務大臣、農林大臣がおやりになるならともかく、農地局長のお名前であつたことを出しておられるわけですね。それはどうですか。

○庄野政府委員 当時国会に御審議願つておりました、審議未了あるいは継続審議になりました法案は、その主たる点は大体たゞいま御審議願つておられる農業生産法人と同じでございますが、その農業生産法人の要件の範囲内において、さきほども申し上げましたように所有権まで認めるというのに対して、使用貸借あるいは賃貸借の限度内、それから株式会社等は問題があるからいけない、こういう幅広の農業法人の制度の中におきまして、現行の農地法でやれる最小限のところで、これを要請に合せて実施せざるを得ないから、こういうふうな状態に相なつております。これにつきましても従来から再三ここでも議論があつたわけでございますが、そういう方向で農民の必要に応じていく、こういうことで、決して議会軽視とか、そういう問題

じゃないのでございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○安井委員 弁解の余地はないと思ひます。私が特に今ここで申し上げておるのは、今度の改正法案の中で、いろいろ限度を広げるといふようなお考え方がたくさんあるわけですね。しかし限度を広げなくたって、お役所の方でこういうふうな広げた解釈をどんどんなすつておられる。これが今の日本の行政機関と立法機関との実際の姿だろつと思つておられる。しかし農地局長はここまでお広げになつておられるけれども、農地局長よりもっとえらい人がいるのです。もっと拡張して解釈する人が、地元の農業委員会であり、農民の人たちです。そういうような人たちがボスに牛耳られて、せっかくきめた法律の運用をあくまでも広げていく、自分たちの利益になる方に広げていく、こういう傾向がずっと多いということですね。今ある法律の中でさえ私は問題があると思つておられる。ところが制限をさらに広げるといふことは、農地改革の今日までの仕組みを根本的にくつがえすところの一つのきつかけを作つていくことだと思つておられる。そういうようなものをさらに広げていくことは、今度の改正法案の規定がそういうような方向に進める一つのきつかけになっている、私はこのやうな感じがするわけですね。法律というものは作つたそのあとから国会の仕事ではなしに役所の仕事になり、そして実際の運営は農業委員会の仕事になるわけですね。ですから私どもは法律を作る場合にはきつかりしたワタをはめて乱用の道がないようにやつていく、これが私は立法院の任務だと思つておられる。そのような立場

で、私どもはこの問題の処理に当たつていかなうてはならないと考えるわけでありませう。

○野原委員長 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時三十五分開議

○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

昨日の決定に基づき、参考人より御意見を伺うことにいたします。

御出席の参考人を御紹介申し上げます。

農政調査委員会事務局長東畑四郎君、農政調査会副会長田邊正君、南

袋井農業協同組合組合長恩田忠四郎君及び新利根開拓農業協同組合組合長上

野満君、以上四名の参考人に御出席を

いただいております。

参考人各位には御多用中当委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

その一つが農地法の改正にございませう。従来平均三町歩、北海道は十二町歩というやうな上限の制限がございまして、これを緩和しようという一つの考え方でございます。これは振返りますと、農地改革を意図しました当時においても、経営面積の上限を制限するといふことはやめたらいけません。その当時の農業事情からいまして、零細規模農家が多数ございまして、単に経営面積だけを拡大するということはどうかというやうな意見、あるいはその当時の技術水準からいまして、家族自作農主義といふものを堅持いたします場合に、まず四町歩程度は自家労働で経営する一つの限界であるといふやうなことから上限が置かれたと思つておられます。今日技術が相当変わり、機械力が入りました場合において、こういう狭い経営規模を堅持することは、むしろ農業発展のマ

ることは、最近における所有と経営の問題だらうと存じます。農地改革当時所有と経営といふものをいろいろ審議の結果、これを一致させる、いわゆる所有者即経営者、これが最も耕作権も安定し、またその当時の農地制度として最も健全な行き方であるといふ農地法が通つたのでございませう。その後の経済の変化、諸般の事情によりまして、経営の発展あるいは技術の進歩といふもので、零細な所有をより大きな経営規模へ発展させることが日本農業あるいは農民の生活を向上するといふ一つの条件のもとに考えます場合に、今回改正されました案は私から申すまでもなく、三つの問題があるように存じます。

イナスになるのではないか。家族自作農主義という考え方の基幹さへくずさなければ、経営規模の発展というものを許した方が、むしろ農民の生活水準を上げるゆえんではないか。もちろんこれがために農民相互の話し合いというものは言うまでもないことでありまして、今日の条件においてすでに零細規模農家においては兼業という形において農業から離業をしていくという条件が非常に多いとございます。従って一方において経営を縮小するという動きもあり、あるいはまた離業をするという動きがある、同時に農業だけで所得を上げていくという農家もござりますので、そういう農家のために上限を緩和していくという法案の改正につまきしては、私は異議はございませぬし、むしろ賛成でございます。

第二の点は、これもたびたび問題になっておりますいわゆる農業生産法人、今回の改正におきましては農業生産法人の中に四種類あるようでございます。一部は農業協同組合法に基づき農事組合法人という形になっております。あるいはこれが非常に多いのだらうと思ひますが、やはり経営発展という面からいって、協業という問題が最も零細農家の上における経営規模拡大の一つの考え方として当然農民の意欲として発展をしていくといたすでいろいろの形のものがあると思ひますが、何らか一つの法人という形においてこれを認めていくことは私としては積極的に賛成をいたすのであります。その形態というものが実ははなはだむずかしい。資本と経営というものが完全に分離するといふような形は日本の農業の現実においてはとてうて考え

られないのでございまして、そうなりますとまず考えられるのは、やはり農業協同組合的な農民自体の法人というものが主になるだらうと思ひます。しかし現実には政府の案では有限会社あるいは合名会社、合資会社という株式会社以外の会社形態というものを認めておるわけでありまして、これをどうするかという問題はあつて農民の自主的な判断にまかす以外にない。ただ政府案というものは非常によく、むしろ私から見ますと憶病なほど制限しておる。一つは土地の面から構成員というものを制限しておる。もう一方は農業従事者の量的、質的な面から制限しておる。ことに協同組合経営という場合においては、員外者利用という協同組合の原則からまた制限を加えておる。こういう形において協同組合的精神というものと、農業従事者あるいは農業自体を経営する能力のある者がその団体の主権を握るということについて実は非常に慎重な考慮を加えておられるようであります。かりに会社形態で二人とか三人というものが共同で農業経営をやります場合においては、形は会社であります、実質は家族自作農経営の規模拡大の一つの形式だといふようにとらざるを得ない、決して資本と経営が完全に分離したような形とは思ひたいのであります。協同組合経営と会社経営というものはその実質的な変化はないと思ひます。ただ問題は、土地を出資した場合における地価評価というところが問題であつて、これはなかなかむずかしい問題でございまして、もちろん農業従事者が主導権を持っておりますので、労働の評価、土地収益の配当をどう配分するかということ

は、あつてその団体を構成する会員内あるいは従事者の主導権でまざるものだと思いますが、そのときにおける土地評価というものは実はなかなかむずかしい問題であります。農業における土地価格というものは、地価というものはなかなかきままらない、結局収益還元額というものをどの程度に見るかというところで、これはなかなかむずかしい問題でございまして、そういう土地評価基準というものは私勉強しましたけれどもこの法案からはなかなかうかがえないのです。その土地収益に対する考え方、労働評価という問題が今後の運営上非常にむずかしいと思ひます。ただ農業生産法人を作る場合に、労働賃金部分をあまりに優先的に考えますことは、むしろある段階においては土地を出資して生産法人を作るといふことの障害になる、ある段階においては土地を出資した人と労働を提供した人の間において、やはり土地出資というものの対してある程度の考慮をいたしませんと農業生産法人の発展はなかなかむずかしいのじゃないかというように実は考えております。

第三番目に大きな問題としましては農業協同組合の信託事業という新しい制度が考えられております。この問題も、やはり単なる土地を信託して離農するといふことでなしに、同時にそれが残る農民の土地を中心とした合理化といふことが構造改善といふますか、そういう方面に寄与するといふものがねらいでなければならぬし、法案にもそれをうたつておるわけでありまして、信託業といふものは、他人の重要な財産を預かるわけでありまして、最も信頼の置けるものでなければなら

ぬ、同時にこれは信託事業という一つの経済事業を営むのでありますから、経済団体であることが望ましい、こういうことになりまして、その主体というものは、経済事業である限りにおいては一番農民に密着している農業協同組合といふことにならざるを得ない、こういうふうな考え方のでございまして、これについては、信託規定その他の監督を厳重にする。経済団体でありますから、他の事業で解散をしたという場合においてもこれを守つてやるといふことが必要であると思ひます。問題は貸付信託という場合が起り得ることだと思ひますが、やはりここで問題になりますのは、農地改革後今日における土地所有といふものと農地改革前の土地所有といふものは、およそ本質的に条件が異なつてきたのではないかと私は思ふ。農民的所有といふものが支配しております今日力において、過去における不在地主制といふものはかりに形式的に同じであつても本質的にはむしろ違ふものである、こういうふうには実は考えます。それを踏み切ることといふことはなかなかむずかしい問題であります、今日すでに農民的土地所有といふものが配分を、しかも金納小作制といふものが嚴重に統制をせられておる限りにおいては、過去のいわゆる農地改革前における土地所有と本質的に異なるものがある、こういう意味において土地の流動性をつける手がかりとして、一応信託事業といふものの制度を借りて土地の流動化をしておるといふことも、この際完全ではございせんが一つの行き方である。またその場合に、これを地代収入として土地を充てるということ

になりますと非常に微々たる数字になるのであります、農業においては土地所有といふことが一つの安定剤であり、心理的魅力である、土地を持つておつて離農するといふことは、いざという場合にその土地を持つていざいざといふことが単なる地代を返るといふこと以上に心理的魅力であるといふことは今の日本の現段階においては無視し得ない、そういう一つの気持で農業を離脱した人がなお所有権を持つておれるという制度を開くこと自体は、過去の農地改革前における地主制復活と本質的に異なるものである。近代的土地所有における不在地主制といふものと過去の農地改革前における非常な高い地代取得を目的とした不在地主制とは本質的に異なるものであり、むしろ土地の流動化を促進する方が、今日の段階においては必要である。これを地代取得と考えると、貸付信託等においては問題にならない。にもかかわらず、なおかつこういう形において土地を保有しておきたいといふ農民的魅力といふものにこれが適用できれば、この制度も若干の効果を生むであらう、こういうふうに実は考えます。

総じて結論的に申しますと、農業生産法人その他においても、過去の農地改革から続きました農地法というものを堅持しつつ、新しい経営形態に何とかして大規模経営と零細所有経営との一つの妥協を見つけ出そうといふ努力を制度改革にもたらしたといふ意味において、今日、現実の農民の中にはもっと進歩的なものも、もっと違った形のものも出ておるようでございまして、まず最も慎重を期すべき制度とし

ては、こういう案に私は賛成をいたす次第でございます。

○野原委員長 次いで田辺参考人にお願いたします。農政調査会副会長田

○田辺参考人 日本の農業の最近の變化を考へてみますと、農地改革を断行いたしました、日本の農業生産の増

加でありますとか、農民の生活の向上というものは、相當の効果があつたといふことは、何人も認むるところであらうと思ふのであります。しかるにもかかわらず、その後農地改革後におけるところの日本の農業の内外をめぐる諸條件の變化というものに非常に著しいものがあつたのであります。その中で、特にわれわれ考へなければいけませんことは、日本の経済のいわゆる成長が非常になほだしかつた。特に昭和三十年以前の日本の経済の發展を見ますと、大体四〇程度でありましたものが、三十年以後になりましては、これが倍の八〇以上に上がつておる。しかもそれは平均でありますけれども、産業別に見ますと、農業の方は非常に低くて、その他の鉱工業の方が非常に高い水準を示しておるというふうな結果になつたのであります。このことは、言うまでもなく低い方から高い方へ農村の人口が流れていく、労働力が流れていく、あるいは資本がそつちの方に流れていくということとを意味するのであります。農家で実際に働くところのいわゆる基幹労働力というものが非常に弱体化して参りました、数量においてこれが非常に減少したといふことは、いまだかつて日本

の農村において見るところの大減少であつたのであります。しかも最近において、特にその傾向がはなはだしいといふことは注目すべきことであります。このままほうっておきますといふと、日本の農業経営は、いわゆる老人の経営であり、婦人の経営でありまして、農業経営は弱体化していかざるを得ないと思ふのであります。産業の、いわゆる経済の成長は、結局働く者の所得を増加するというものでありますから、生活が一般に向上いたしますといふと、資本構造というものが非常に違つて参りまして、従来のような穀類農業だけをやっておるような農業は使命を果たせない。現状のままならば農業は行き詰まらざるを得ないといふような立場にも追込まれておると考へざるを得ないのであります。また貿易の自由化というものが、世界的ないろいろな観点から、國際的にどうしても振興をしなければならぬような立場になつてきたのであります。もしも日本の農業におきまして農産物が自由化の波にあおられるといたしますならば、現在の構造下におきましては、非常に日本の農業が打撃を受けねばならぬといふような場合にも立ち至つておるのであります。また日本の農業は、その後非常に農業の技術も發展をいたしました。特に農業機械、農薬というふうなものも發展は非常に注目すべきものがあつたのであります。農業経営の構造というものがこれとマッチして参りませんために、技術は発達いたしましたけれども、日本の農業の現在、過剰投資で資本の効率

が非常に悪くなつた、こういうふうなことになるのであります。

以上のような諸條件によつて、これをそのまゝにはうっておきますと、日本の農業は、生産は減少し、所得も減するといふようなことに大へなところになつて、これがいわゆる農業は曲がりかどに立つておると言われるゆゑでありますから、ここに農業政策の大變換を一つやらなければならぬといふことになつたことは、これは当然であります。その政策の考へ方につきましては、各人によつて違ふのであります。また政党内によつてもおのの違ふのであります。ここに

いわれる農業経営構造という立場のみから見た現政府の考へておられる点をあげてみますと、これはいわゆる基本法にも書いてある通り、自立経営を推進しまして、協業を助長するといふのがこの経済構造の根幹をなしておる。ここに私は考へるのであります。しかれば自立経営とは一体何であるかといふことになりまして、これは他産業と同様な収益というものを個人経営においてもらつたような経営である、そして家族労働を完全に減少するような経営であり、しかもその技術水準が平均以上のものであるといふような条件を具備しておるものが自立経営農家でありまして、その面積を特に考へてみますと、農林省の案によりまして大体一町以上一町五反、一町五反以上二町五反という程度のものが自立経営農家である、こういうふうな考へておるに思ふのであります。こ

ころ、現在行なわれておるところの協定経営でありますとか、あるいは農業機械及び施設の共同利用でありますとか、あるいは共同作業、共同経営、こういうような部類がこの範疇に属するのであります。こ

ういふものを推進しようといふのがこの政策の基本になっております。それから一方、協業につきましては、これはまだその内容の範囲がはっきりわかりませんが、これは察するとこ

きるかどうかは別として、こ

ういふ道を開く。現在の技術をできるだけ取り入れるために経営の規模を大きくしたといふことは当然のことでありまして、まことに時宜を得た規定であると思ふのであります。次に、この規定を見ますと自立経営農家を促進する一種の規定であります。これも、先ほどお話がありました、いわゆる信託行為といふものを協同組合に認めまして、そして土地の所有権の処分でありまして、あるいは貸付等によつて信託を受けた土地といふものは、なるべく処分する場合においては自立経営農家になり得るようなものにこの所有権なり何なりを移す。こ

形になるのであります。そうしますと、大体これは戦前よりも現在の戸数がふえるというのですから、自立経営農家はたして予定通りできるかどうかということが一つの大きな問題になってくるのであります。それから農地の移動面積というものが少ない。現在、日本で農地の移動面積は三十四年の統計によりまして六万五千町歩、その中で、小作地の売買が約一万五千町歩でありまして、残りの大体五万町歩というものが自作地の売買であるのであります。この五万町歩の農地がどういふ階層別で移っておりますかと申しますと、大体富農といひますか、ここです。自立経営農家の方へ移っていくのが半分以上、大体これが六割といひますと三万町歩くらいであります。残りの二万町歩が過小農にいく面積ですが、これが自立経営農家を促進するために役立ち得る面積になるのであります。一体この面積をどう移すのか、強制力がないのですから。信託の方へ持っていくと信託の方でどうしなさい、こうしなさいということでもうまく処理できますが、なかなかこれは一べんに信託へ持っていくといふことはないと思ひますし、これは自立経営を予想通り作ることはなかなか困難であろうと思ひます。またこれに対する資金網ができておるかと思ひますと、大体現在の自作農創設資金は二百億であります。これでは無理に動かすといふふうにして融通する金には非常に足りない。社会党が計算したところによりまして、これをやるには三兆円の金が必要。十年間三千億円の金を要する。これに對しまして二百億の金ではどういふ問題にならぬ。

それからもう一つは、マイナスの条件であるところの現在の均分相続といふことが一体どうなるか。均分相続をそのままにしておきますれば、自立経営農家であってもこれは割れていくのではないかと、減っていくのではないかと、ということが考えられるのであります。これら二点を総合して参りますと、経営の規模をふやすと申しまして、もなかなか容易なことではないと思ふのであります。

それからもう一つ性格の問題であります。自立経営農家はたして農業生産の増加と所得の増加に役立つかどうかという問題が一つ出てくると思ひます。現在の農地価格というものは、先ほど東畑さんからお話がありましたように非常に高いのであります。不動産協会が調べたところによりまして、水田反当が十七万円、全国農業会議所が調べたところでは反当二十万円、これといふことになって参りますと、これに對する利子が五分としまして普通一万円、元金償還二十年としまして償却分が二万円、そうすると毎年負担分として二万円の負担をしなければならぬのですが、これは現在の統制価格の二十倍の価格であります。この金といふものは決して収益価格ではないのであります。まして、こういう高い価格で一体農地を買ってそして自立経営を行なおうとすれば、これによってプラス的に生産が増加するように働かどうか。この点が私は非常に問題になると思ひます。でありますからこの点についてもよく考慮を要するといふことを考えなければいかぬと思ひます。

それから経営規模が大抵二町五反といふことではあります。現在の農業技

術、特に農業機械の発展というものを農業経営規模というものを考えてみます場合に、トラクター一馬力につきまして大体一町といふことですね。そうしますと五馬力のハンド・トラクターを動かすには五町歩ないし二十町歩の経営面積がなければいかぬ。そういうことを考えてみました場合に、日本の自立経営におきまして、この発達した農業技術が十分に吸収し、これを發揮し得るかどうかということに對して、私は実は疑問があると思ふのであります。そういうようなことで、この問題につきましてはいろいろな見解があると思ひますけれども、経営面積の制限をはずしまして、力に応じて経営を増加するようになら直したということは、何を申しましても現在の農政の一步を進めたものであるといふことを私はつくづく思ふのであります。ただこれを運用する場合におきまして、これだけの効果が上がるか知りませんが、よほど慎重な態度をとりませんといふいろいろな方へこのことが影響を及ぼすといふおそれがあるといふことを考へざるを得ないのであります。

その次に信託であります。この信託行為につきましては、処分信託といふゆる売買信託といふことになりまして、たとえば農家がブラジルに移民をするといふ場合に、農地価格がたかたかたかといふ場合、農地価格が高くてどうもいかぬから希望者に高く売ってくれといふ場合には、まことに私はいい制度であると考えるのであります。しかしこれを運用するに對して、ここに持てきかすとなかなか手続がめんどうになってくるおそれがありますし、同時に、自分の土地でないものでありますから信託行為に乗りま

すといふにしても安く買われる、手数料も取られるといふことになりまして、そういうことが一般に考えられますとなかなか信託に持てきて処分といふことをやらない、持てこない。こういうおそれもありますから、信託を行なうて処分をする場合におきましては、よほど親切といふことと公平な便宜な扱いをやらないといふ効果がなないのではないかと申します。それから貸付信託につきましては、現在の農地法によりまして、いわゆる小作権といふものは非常に強度に強化されておるのであります。それゆゑに一たび農地を貸し付けますと、もうこれはなかなか自分のもとに戻つてこない。もし返還を要求すれば、いろいろな要求をされるというやうな立場に立たざるを得ないのであります。親が病気で数年間仕事ができぬといふやうな場合、あるいは主人が死んで子供は学校へ行つておるから、その間どうも努力が足らぬといふ場合でも、この農地を小作に出さないで自分で経営するといふことによりまして、非常に粗放的な経営といふものが現在行なわれておる。その例が三重県地方に非常に多いのであります。こういうやうなものが信託によりまして非常に防止することができるといふことを考へます場合に、これはまことにいい考へであるといふことを考へざるを得ないのであります。しかしながらこれについても脱法行為が行なわれるおそれがあるといふことを考へざるを得ないのであります。信託行為によりまして農地を貸付信託をいたしますと、その農地の所有権といふものは農業協同組合に移つて参りますために、現行法では村内の者は

平均一町歩以内の小作地を持つことができる、不在地主は一切小作地を持つことができないことになっておりますが、これを貸付信託に出しますと、その農地は農協の所有となり小作地でなくなりまして、これによりまして一方においては不在地主ができたといふのは小作地保有制限以上の小作地を持つ者ができるといふやうなおそれがないとは言へません。ことに土地価格が暴騰しておるときにおきましては、その土地価格の暴騰を目的としたとしてそういう脱法行為が行なわれるおそれが多分にあるのではないかと、この点につきましては運用上非常に注意を要するといふことにならざるを得ないのであると思ふのであります。

しかしながらこの小作地は普通の小作地とは著しく内容を異にしております。制度上から申しますれば、所有権といふものは農業協同組合に移つておるのでありますから、自分が小作に出して小作人に対して小作料の上げ下げであるとかあるいはその他の小作条件の決定にタッチするわけにはいかないものであります。これが決定は公的機関であるところの協同組合が行なうのでありますから、従来の個人的な地主と小作人との関係とは非常に異なるのであります。こういうやうな問題点はありませんけれども、私は先ほど言つたやうに、経営規模を拡大して技術を入れる幅を大きくした。それからその信託によりまして、これはいろいろな意味におきまして今までの農業経営をうまく利用すれば、これを行使し得るといふやうないろいろな関係がありますので、運用のいかんによりまして

まくやっていたという前提でこれは非常にいいことだ、そう私は考えているのであります。

それからその次の農業協同組合に対する規定はどうかと申しますと、これは先ほど申しましたようにいわゆる協同組合法の改正によりまして、いわゆる農業生産組合というものを農地法でもって認める、その一つがいわゆる農業協同組合の中に新たに設定せられるところのいわゆる農事法人、農事組合というものができるわけでありまして、その他は合資会社、合資会社、有限会社、こういうことになっておりますが、しかしこれは一定の条件がついておるのであります、これはあくまでも法人の行なう事業でありますとか、あるいは構成員の資格でありますとか、あるいは経営面積あるいは議決権というように対して制限を加え、いわゆる一種の自作農的な経営、すなわち自分が働いて自分が利益を受けるのだ、こういう思想でもってこの協同組合法の規定というものができているように考えるのであります。また設立に對してもさきわめて簡単にこれは届出でできるような形になってみたり、あるいは運用する上におきましていろいろ手続の簡素化をいたしますとか、あるいはいろいろなその他の監査、監督につきましても最小限度にとどめておるといふような規定から申しますと、これは私は、少なくとも現在の情勢では時宜を得た一つの法制であるといふことを考えなければならぬと思ふのであります。

この農業の法人化ということにつきましては、これは最も新しい政策の大転換の中心をなすものであります、

しかも農民がきわめてこれを要望しておるといふことをわれわれは忘れてはならぬと思ふのであります。農林省が昨年の八月現在で調べたところによると、日本全国の農業経営の数は驚くべきに現在全国で二千二百四十

三にも及んでおるのであります。その中で全面的な共同経営が二百六十九、部分的共同経営がその残りということになります。しかも、この二千何百といふものがありますが、その上へ持ってきて、調査はせられておりませんが、その他に協定経営、農業機械その他施設の共同利用、共同作業といったものが相当あると考えられます場合に、この農業の共同化というものは非常に多くなってきた。しかも、この設立年次を見ますと、全面的共同経営におきましては昭和二十七年以前にできたものはわずかに十二、四・五、それから部分的共同経営は二・二にすぎず、三十四年以後にできたものが、いずれも九三・七というふうになりますと、この農業のいわゆる共同化というものは、きわめて最近に、この一、二年の間にこのように急激に増加したといふことを考えてみます場合に、いかに農民がこの農業の共同化に對して希望を持っておるかといふことをわれわれは考えざるを得ないのであります。しかるに政府におきましては、もう去年でできると思ったのが、まだ法案が通らないで延び延びになっておるために、現在存在しておる共同経営組合がいろいろの点で不便を感じておるといふことが事実であるのであります。金を借りる点におきましては、法人化ができていないために信用度

が薄く、資金の融通を受けることがむづかしく、それから事業を行なう上におきまして非常にめんどうである。税金の関係もありませんし、その他農地の所有もできないといふことで非常に不便を感じておるといふことが事実であります。しかるに現在共同経営団体中、どれくらいが法人となっておるか

と申しますと、全面的共同経営において一五・六、部分的共同経営はわずかに五・六にすぎないのであります。しかも、これらの組合に對しましては何らの規制もないのでありますから、組合員の現在におきます利害関係といふものが非常にそれられるおそれが多分にあるし、いろいろな点に不便を感じておるのでありますから、どうしてもこの協同組合法の制度化ということは、できるだけ早くこれをやる必要があるのではないかとこのように私は考えるのであります。

以上をもちまして、私は、いわゆる自立経営という点におきましては先ほど言ったようにこれは十分でない、このように考え方が不徹底といえは不徹底でありますけれども、しかしながら経営規模を拡大して、新しい技術を取り入れ、幅を拡大したという点においてこの法案は、一歩前進しておると言わねばなりません。

それから信託行為につきましては、先ほど申しましたように現在の農地法関係の欠点を調整するといふ建前におきまして、これは非常に役立つのではないかと思います。

それから生産共同経営の共同化の問題につきましては、これはいろいろこまかい規定には問題はありませんが、できるだけ早くして、これら全般

一般的に通して制度化することにならぬと、農民の世論に反することになるのじゃないかといふことを私は考える次第であります。

以上が私の大体的考えであります。

(拍手)

○野原委員長 続いて南條井農業協同組合組合長恩田忠四郎君にお願いいたします。恩田参考人。

○恩田参考人 私が申し上げるまでもなく、農地法は実施されてすでに十有余年を経過しております。この間に日本の経済は時に起伏がありまして順次拡大成長を遂げてきておったのであります。ことにこの三三年の成長度というものは全く著しいものがあるのであります。ところが不幸にいたしまして農業方面におきましては、そういう段階についていけないというのが現状であります。これが農業が曲がりかどにきたとかあるいは壁にぶつかっておるといふことであります。これは一面におきましては、私考えまするに、要するに経営面積に一つの限度がある。農林省は当初におきましてはいわゆる自立農家の経営面積を一町五反とか言っておりました。しかし経済の伸展に伴いまして、今日の情勢におきましてはなかなかその程度ではとうてい所期の目的は達成せられぬのであります。かりにこれを米にとってみますれば、われわれの地帯におきましても、少なくとも専業農家として百姓だけで水稲をやっていくといふことになりますれば、三町五反ないし四町くらいの経営をしなくては、ほかの産業と並んで歩調を合わしていくことはできないのじゃないかというふうな意見も非常に多いのであ

ります。さういふ観点で、今回の農地法の改正におきまして、いわゆる経営限度の拡大をはかったといふことは、むしろ当然のことでありまして、そうなくては自立農家の育成も全般的な農業の伸展もできないのではないかとこのように感じを持っております次第であります。

それから農業協同組合法の改正の問題であります。その一つは農事組合法人の制度であります。これは現在全国的にそれぞれ協業とかあるいは共同とか、各分野におきまして農業の経営がされておる分野が出てきておるのであります。しかし、これをいろいろな面から見ますと、あるいは課税の問題、あるいはその他の問題で非常なつづかりができて、農地法に抵触するといふような関係もございまして、そういう線から考えますと、農事組合法人を制度の上ではっきり認めて、むしろこれを育成していくということに進んで参りたいと思ふのであります。実際におきましては任意組合的なもので、たとえば加工施設を設けるといふようなことも一つの仕事のうちになつておりますが、農家の工場等におきましては任意組合、申し合わせの組合でやっておるのであります。しかし一たび所得税の問題になりますと、たまたば税務署といふことが起こるといふような事態もありますので、こういう点を考えれば、むしろこの際農事組合法人を認めていきたいといふことをわれわれは念願しておったのであります。この農事組合法人の問題におきましては、むしろ漸進的な問題もあるうと思ひますが、大局的にはすでにそこへいつておるといふような考えが持たれるのであります。

希望が持てる根拠について、簡単に申し上げたいと存じます。

私は、人口が多くて土地が狭いの、それなら日本の農地は十分に土地利用が行なわれているかという、実は土地の利用率は非常に低い。土地が狭い狭いと言っておりながら日本の水田の大部分というものが単作であるというのはいんじんやないのか、あるいは未墾地が残されているというのはいんじんやないのか、だから経営を合理化して土地利用を高めただけでも収入はふえるはずだ。あるいは人口が多くて土地が狭いなら日本の農家はひまがあつて仕方がないかという、一戸当たり一町歩足らずの耕地を耕やすのに日本の農家は忙しくて裏作もできない。たかさんの未墾地をかかえながら、未墾地が現在そのまゝ残されておる。実に矛盾きまる話であつて、そういう矛盾がそのまゝ今日まで指摘もされずにいること自体に、私は長い間非常に疑問を持っておつたのでございます。先ほど東畑先生からお話がありましたように、しかし今日は昔と違って技術がうんと発達をしておりまして、いい機械もできておるわけでございます。それで実際に機械化することによって、労力は昔の三分の一、五分の一に減らすことが文字通りできるのでございます。経営を合理化して近代化することによって、余つた労力で土地の利用率を高め、収入を文字通り二倍、三倍にするということも事実であるのでございます。これは私の経営を見ていただいて、それだけでもわかつていただけたらと思うのでございます。ただそういうことが間違いないのに、今日までそういう経営がな

かなか進まなかつた、あるいはわかれが過去十五年の間もうわかり切つておることが遅々として進まず、いろいろな難関を越えながらようやく今日までかつてそうした条件を整備することができたというの、結局日本にそういうものをやろうとする場合の根拠が与えられていない、あるいは道が開かれていない、こういうことでございまして。人口が多くて土地が狭いのか、これまでも自作農地法の基本的な考え方をそのまま肯定するといひますと、土地を制限しあくまでも自作農主義でいく限り、その自作農を守るためには経営の共同化ということを当然推進すべきじゃないか。

いま一つの理由は、先ほどもお話のございましたが、農地価格が非常に高い。かりに三町歩の土地保有を認めるにいたしましたも、現在の一町歩平均の農家がさらに二町歩の土地を拡大するといふようなことが実際できるのか、資金、資本の面からいってもおそろくほとんど不可能に近いと思つておる。それで耕地面積がかりに少なくてもいいのだ、ただそういう人が土地を持ち寄ることによって経営規模の拡大をはかる道を開いていかなければいけない。さらに私は、これまで日本の農家の平均耕地面積が一町歩ないし二町歩として、せめて五町歩ないし十町歩まで拡大したら経営の近代化ができるかと思つて過去十五年間やつて参りました。ところが五町歩や十町歩程度ではほんとうの意味の経営の合理化はできない。あるいは五戸ぐらゐと推定して、五戸の労力を五人といたしますと、五、六人程度の労力の組み合わせではほんとうの意味の経営の合理化は

できない。過去十五年の経験の結論としてそういう考え方に到達いたしました。

実は本年度から部落単位に拡大いたしました、経営規模は平坦地では少なくとも二十町歩以上、経営の組織化のための人の構成は少なくとも十人以上でなければ、われわれの意図するような農家経営はできないという結論に到達したのでございます。それで実際にやつてみまして、そこまで拡大いたしますと実際にすばらしい経営ができる、文字通り労力を今までの五分の一ぐらゐに減らして、生産を少なくとも三倍ぐらゐにすることが可能であるといふことが確信を持つて言えるように思ふのでございます。そのことを考えますと、二町歩や三町歩で合理化ができるならばいいけれども、十町歩、二十町歩まで拡大しなければ合理化ができませんといふならば、これはもう絶対的に共同化を推進する以外にないのじゃないかといふことがはつきり言えるように思ふのでございます。

そこで土地条件の整備あるいは資金の裏づけの問題、こういうことをやっていたために、当然ここで農地法と農協法の改正を一日も早くお願いしたいと思ひます。それで農地法については、法人または農事組合の土地所有あるいは少なくとも土地利用を認めてほしい。それからいま一つの問題は、農業が近代化されて参りますといふゆる従来の農業労働だけでは新しい農業といふのは成立しない、従来の農業は農民を守るということを強調するあまりに労働だけの価値を守ろうとしてかえつて資本と技術を農村から追い出しているとも言えるように思ふので

ございます。それで知識人や技術者が新しい農業には参画することが必要である、こういう意味において農民といふものの意義を拡大いたしまして近代化の促進をする必要があるのじゃないか。

それから、われわれが今最も苦勞するのは、近代化をするためには農地の集団化と経営規模の拡大が必要である、ところが都市近郊のように兼業農家が非常に多い場合なかなか集団化ないし土地の経営規模の拡大といふものがむづかしくなつてくる、それで農地の集団化あるいは経営規模の拡大の障害となつておりますものは、あくまでも所有者が耕作しなければならぬといふ今までの考え方にあつても固定している点にあるのじゃないか。

たとえば都市近郊の兼業農家の場合を想定してみますと、かりにおやじさんがサラリーマンであつて奥さんが農耕をやつておる場合でも、これが経営の共同ないし組織化ができていった場合に、女の人が農耕に従事するといふことをもう少し広い意味に解釈いたしましたら、そういう場合の事務を担当することによって農業に実際に従事しているといふような解釈ができないだらうか。今日の日本の各地の農業といふものはある意味ではほとんど都市近郊の農業であり、兼業化の傾向をたどつておりますので、そういう障害を除去することを考えなかつたならば実質的には経営の合理化といふものが困難になるのじゃないか、こういうふうに考へる次第でございます。

それから農協法の問題でございますが、農業を合理化して近代化することによって収入は当然ふえて参りますので、それを前提といたしまして従来の融資——これは近代化資金によって発効されたわけでございますが、それを受け入れる農民の側といたしましては一日も早く法人ないし農事小組合といふものを認めていただきまして、こういうものに対する融資の道を開いていただく、そのこと自体は組合側にとってはむしろ債権確保のためにかえつて有利なようにも考へるわけでございます。あるいはまた兼業農家が安心して土地を信託し新しい経営に参画をする、経営規模の拡大をはかるという意味において、今度の農協法の改正において意図されておる信託制度といふものがこの道を開くことになるのじゃないか、こういうふうに考へるわけでございます。

それで、実際に今までのいろいろな障害の中であつた経営を進めて参つた経験から、今度の農地法の改正、農協法の改正は今までのそうした諸問題を解決する少なくともその根拠になるように思ふのでございます。それでいろいろと問題はあつたらあつて改正いたしたくことにいたしました、少なくとも従来より一歩も二歩も前進していくという意味において、本国会においてこの両改正法案の成立を希望いたします次第でございます。

これで終わります。(拍手)
○野原委員長 以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○野原委員長 参考人の御意見について質疑の通告がありますので、これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 ただいま東畑参考人以下三人の参考人の方々から、当面の審議の対象になっております農地法、農協法のそれぞれ一部改正についての貴重御意見を承ったわけであります。われわれ本法案の審議に参加をしておられるその立場から、今の参考意見というものは率直に言つて私どもの党の立場から見解を異にする面もいろいろあるわけでありまして、この際参考人でありまして礼を尽くしまして、若干御質問を申し上げたいと思ひます。

問題は、今日の日本農業をめぐる諸情勢をどう把握するか、また今後の日本農業の発展の方向をどういうふうにしていくか、そういう意味において土地制度の根幹である農地法というものをどういうふうに変更していったらいいのか、あるいは生産農民の共同体としての農協をどういう方向に改正をしていったらいいのかということであろうかと思ひます。従つて問題は、今日の日本農業をめぐる諸情勢の認識いかんということにならうかと思ひます。でありますし、またその諸情勢に基づいての農政の基本政策をどう持つていくか、そういう立場がまず出発点として非常に重要かと思ひます。それは生産政策の問題にいたしまして、価格政策の問題にいたしまして、あるいは構造改善政策の問題にいたしまして、各般の問題がからんでおるわけでありまして、きょうはその問題は避けまして、二法案に焦点を合わせながらお伺ひしたいと思ひます。

先ほど来の参考人の意見の中では、何と申しましても最後に述べられました上野さんが、生産農民としての実践の上に立った経験からの意見であります。

して、私どもはそういう立場から非常にその意見の内容について傾聴するわけでありまして、ただ東畑さんにいたしましてもあるいは田辺さんにいたしまして、その道の専門家でありまして、けれども、今日生産農民の実態はどうかという点がこの法案を審議するにあつて私どもとしては非常に重要だと考えます。

そこで、後ほど同僚委員の質問もありますので私は数点にとどめたいと思ひますが、まず新聞紙上で連日政府与党の動きの中で注目されておられる例の農地被買収の問題、この問題はいづれ国会での大きな政治問題になってくるのではないかと予測があらまされるけれども、この問題については、この問題を取り扱う立場として農地法の性格が変わつてきたんだから、従つて農地改革を行つた当時大きな改革の犠牲になつた旧地主というものに報償すべきじゃないかというふうな意見が一部述べられておりますし、半面最高裁の昭和二十八年の判決、あるいはその後における政府並びに農林省当局の見解、こういうものが持続されて参りまして、この問題の今後の取り扱ひということとは大きな政治問題であるかと思ひますが、参考のためにこの点について特に東畑さんあるいは田辺さんから一つ御意見を承つておきたいと思ひます。

ますので述べたくないのであります。が、せっかくの御質問でございますから個人として申し上げることは、農地法の制度というものは是非についてはこの際触れたくないので、その農地改革の過去の問題についてどうかということ、これは私の考えとしては述べたくないので、ことだけ一つ申し上げておきたいと思ひます。

○角屋委員 田辺さんどうですか。それじゃ、ちゅうちょされておるようです。上野さん一つ……。

○上野参考人 私はこういう問題はよくわかりません。この席でお答えできないのですが、ただ終戦当初非常に安い農地価格で買取つて創設された自作農家が、離農する場合にこれを非常に高く売つてゐる、そしてそれがそのまゝ見のがされていくということには、日ごろ非常に矛盾を感じてゐる。こういう購入価格と売買価格との間に極端に、坪で何千円、反で何百万という差のあるような売買が当然認められてゐるということには非常に疑問を感じてゐるのであります。こういうものについては何らか税金とかなんとかいう形で考えるべきじゃないだろうか、こういうふうにして思つておられます。そういうものを昔の地主さんに還元することが妥当かどうかということは私にはわかりません。

○角屋委員 この問題はきょうの焦点としてあらかじめ準備をしてこられなかつたと思ひますので、次に移りたいと思ひます。

昨日来、農林大臣を相手にいたしまして、いろいろ審議が続けられておりますが、農地法に関連をいたしまして、農地価格問題、特に産業の高度成長の

中で農地転用という問題が非常に進んでゐる。それが農地価格にはね返つて参りまして、農地価格の相当大きな高騰を招来してゐる。あるいは今日の金納小作料という問題については、いづれこの法案の進展とともにこの問題をどうするかという問題が再燃をしてくるのではなからうか、こういう予想も一部にされておるわけでありまして、一体農業経営の立場から見ると、ことに自立農家その他農地取得の立場から見れば、農地価格の高騰という問題は非常に大きな障害をもたらすわけでありまして、こういう農地価格の適正な価格水準を維持するという立場から見ると、場合によつてどうも考えたいのかということについて、特に御意見があれば、東畑参考人、田辺参考人から、小作料の現行の問題に対する意見を含めて、御意見を承りたいと思ひます。

○東畑参考人 角屋さんから一番むづかしい問題を実は御質問を受けたのであります。先ほど私申し上げたように、農地価格は原則として収益価格で評価するわけでありまして、地代というものが収益のうちからこれを出す。これがまた農地改革の趣旨でもあります。こういうふうに実は考えております。従ひまして、農業の収益が上がつて参りますれば、それとの関係において地代というものは考えなければいけません。こういうふうに実は思つております。しかし現実の土地というものは、必ずしも収益を反映しておるものではないのでございます。そこでこれをどうするかという問題になりますと、これは政策論になつて非常なむづかしい問題である。過去においては地価統制

ということをしたことがありますが、今日の農業政策が農地を賣う。これは農民から農民に移る場合と、それから農民がこれを農業外に売るといふ場合において非常に価格の差がある。要するに宅地という問題が片々々の農地価格を引き上げておる。それをどう評価するかという問題は、これは非常にむづかしい問題であつて、根本的に言へば、土地利用を計画的にやらなければいかぬということに尽きるところであります。土地利用が合理的にいかぬで、個々にはだんだん宅地になつていくということでありまして、これはなかなかむづかしい問題だ。手としては、土地利用計画というものをきつと立てて、その範囲内で農地の転用をやるといふこと、農地価格を統制しようという場合には、農地価格だけでなく、宅地、工場地という全体の土地との関係において管理し統制するといふ政策を用ひなければ、農地だけを統制するといふことはできないのではないかと、私はこういうふうに考へるのであります。

○田辺参考人 農地改革をやります場合におきましては、農地価格の統制といふことをやると同時に小作料の統制といふことをやりまして、価格と小作料との間は理論上の一つの関係をもつて結ばれておつたのでございます。ところが小作料の統制は、その額が多少は変更したけれども、プリンスブルは同じでもって現行法で統制をさせられておるのであります。一方農地価格につきましては、自作農特別措置法と同時に、大蔵省から土地台帳法の改正案が出され、その法律が通過すれば賃貸価格の何倍と定めてゐる農地価

格の統制ができなくなるので、小作料を基礎とする適正農地価格を定め、これに統制することとしていたものであります。その法案は通過となったのに大蔵省の改正法律が通過したので、農地の価格統制は行なわれなくなつたのであります。それから農地法を制定する場合におきまして、農業をやめんとする場合におきましては政府が買った価格で先買するのだ、こういう規定がありましたのを、これまたはずしましたために、ここに農地は自由に取引をせられることになりましたために、非常に価格を騰貴を来しまして、いわゆる小作料との間に大なる矛盾がここに発生することになったということでは、これは万やむを得ないことであるし、またそういうような対策をやらなかつたといふことは、政府の責任ではないかといふことを私は考えるのであります。

それから今日の統制は一体どういふ方針でやればよいかといふと、少なくとも農地は農業を経営する上においての生産手段でありますから、農業において引き合ふところの価格という考え方を貫くべきものであると私は考えるのであります。しかしながら、これを實際にやりますと實際価格と収益価格との間に非常な差がありまして、事実容易なことではないのであります。それから、これをもしもある程度統制をするといふことになりましたと、少なくとも現状価格を大體標準にした、それを合理化したような価格にならざるを得ないのじゃないか、こう思うのであります。しかし私が計算したところによりますと、戦争以前の日本の農地の価格の経営総資本の中に占めるパーセント

は、七〇%から七五%ぐらいであつたと思ひますが、現在農地価格の統制がはずされましたために価格は相当上がつておりまして、現在計算いたしますと大體五〇%ぐらいになると思ひます。こういう意味におきましては、現在で価格を統制いたしましたも、やはり相當の効果があるんじゃないかと思ひますが、しかし統制の方法といふことになりまして、私は非常にむづかしいと思ひます。私案といひましては、これは責任のないお話でありますけれども、いわゆる農地金庫と申しますか一大金融機関を作りまして、そこで、政府とその金庫の間におきまして、適當な時価主義によるところの取引価格といふものをきめ、それを公示いたしまして、売買をする場合におきましては出先機関の許可を得るといふような方針にする。それから農地が非常に高くなつていゝゆる転用する場合に、その農地の価格は使用価値として評価せねばなりませんから、農地の評価の仕方とは全然違つて参ります。そしてその価格は非常に高くなるのであります。その価格の騰貴は社会的な原因によつて上がったのでありますから、当然その差額といふものは國家がこれを徴収いたしまして、そうしていろいろなものを考へてみたかどうかといふような私案を考へたことがあるのですが、これはもうでもししないとなかなか統制はできないですね、むづかしいと思ひます。

○角屋委員 農地の信託の問題とも関連が出て参るかと思ひますが、農地を手放す場合、売り手の方はやはりなるべく高く売りたい、買手の農民の方

は、今後の長期的な農業経営を考へる場合には、なるべく安く買ひたい、こゝういふふうな考へ方の中で、農地の二重価格の取り扱ひの問題といふ一つの意見が、現実に出ておるわけでありまして。これらの意見の問題は、財政上その他各般の問題で、大へんむづかしい問題が當然からんでくるわけでありまして、考へ方としては、やはりそれは一つ是認できるところがあると思ひますが、こゝういふ今後の農政の推進上、あるいは政府自民党が考へておる農地の流動化促進という面から関連をして、これらの問題に対する参考人の意見として、これは、まだ一回も聞かないのは失礼でありますから、袋井農協の恩田さんの方から御意見を承りたいと思ひます。

○恩田参考人 ただいま、信託制度におきまして売り渡し信託の場合に、農地価格に対する二重価格制度に対する考へはどうかといふような御質問があつたのであります。大へんむづかしい問題だと思ひます。國の財政の問題もあるし、その二重価格の負担をどこでするかといふようなことを考へますと、われわれの頭の範圍ではちよつとお客えがでないのではないかと、かように考へるのであります。ただ、売り渡しをする場合におきまして、簡単に、売る人は何でも高く、買う人は何でも安くといふような考へは、この信託制度を毀つた關係から考へまして、要するに農業の構造改善に役立つような線を持つていかななくてはならぬ、かように考へまして、仲裁裁定のような意味で二重価格といふような問題が出ておりますが、かりにこれをスムーズに進めて参ります上において実行がで

きるといたしますれば、私は必ずしも二重価格制度を採用するということに對して反對するものではございません。

○角屋委員 農林大臣をやつておる河野さんは、食糧問題、各般の問題についていろいろ発言された。その点について政治問題をかゝることが多いのであります。御承知の通り、きのうの国会でもそういう構想の意見発表がありましたし、同時に旅先でも言つておる問題であります。先ほど田辺参考人あるいは上野さんあたりからも意見が出ましたように、今後の農業経営の近代化あるいは構造改善等を推進するためには相當大量の資金が必要である。その資金問題に關連をして、いわゆる系統金融あるいは場合によつては農業銀行、こゝういふような構想発表を——これはまだ必ずしもきちつと河野さんはまとめられて言つたわけではないと思ひますけれども、今後やはりこれは金融問題あるいは系統金融の問題に關連してくれば、當然団体再編成といふかなりの大きな問題になるわけでありまして、いゝゆる農業近代化のための資金、こゝういふものをどういふふうな形にすることがいいであるか。特にその問題では河野さんの構想等についても、御意見があれば含めて、これは東畑参考人、田辺参考人、あるいは恩田さん、上野さんあたりからも、意見があれば一つお述べいただきたいと思います。

○東畑参考人 私、河野さんの農業銀行の構想といふものは存じております。そこで、何ら意見を申し上げる資格はございません。

農業近代化資金という問題につきましては、実は率直に考へまして、農地改革當時地価統制をしまして、小作料を統制をした場合に農地そのものを担保にして金融をつけるということは、私個人でございまして、ほとんど考へていなかった。將來の経営發展の際に、土地そのものを担保にして金を貸すといふことは、おそらくできないのではないかと。金融といふものは、土地といふものを離れて、経営のみの金融として考へていくべきではないかといふふうに考へておりましたが、今日においても私はやはりこゝういふ考へに変わりはございません。そこで、近代化資金といふものにつきましては、根本的に言ひますと、やはり農民自體の金利を下げていくということが根本的でないか。これを、先ほど二重価格の問題が出ましたが、いたゞらに低利資金的なものを財政で補足することだけで解決しようと思ふことは、やはり根本的解決にならぬじゃないか。やはり農民自體の組織で、安い金利的なものをもちたすような組織を作るといふことが根本で、そうしませんがやはりまた非常な弊害的な現象が出てくるのではないかと。団体再編成と言われまして、金利を安くすることがやはり農業協同組合全體の組織に於ける問題ではないか。それをどうするかといふことについて、私はまだ研究をいたしませんので何とも申し上げにくい。

それからもう一つは、近代資金を出す以上は、やはり一つの長期な農業の資本を増加していくという計画を持たざるを得ないのではないかと。いろいろ土地改良計画とかいふようなものが政府にございまして、これで一つの事業

を推進していくと同じ意味において、日本農業近代化のために機械その他のものをいれていくという形において資本投下をしていくことが農業経営の近代化に役立つというところがある程度、財政と農民の資本をどう結びつけるかというところを考えた上で政策を立てるかとがやはり、この際必要ではないだろうか。去年は三百億、こゝしは五百億、来年はどうなるかという一つの経過というものがあつて、それで強い要求をするということが私は必要ではないかというふうに考えておる次第であります。

○上野参考人 前から矛盾を感じたことでありますので、たつた一言意見を發表させていただきます。それは資金の場合、特に土地整備資金でございますが、土地の整備というものは、子孫世代までのための土地整備でありながら、これを三年か五年、長くても十五年くらいに間に最小一たとえば私たちの場合には、私たちだけのわずか五年か十年くらいの間に子孫世代までの恩恵を受ける土地改良を負担しなければいけません。それで一切条件を整備しなければ近代化が進みませんので、私たちは短期間にそれを完成しようといふと、ところが完成してしまつたら、あとは子孫世代までの恩恵を受けて負担はやりたくないというところは非常におかしいのじゃないか。だから経営に関するものは短期でもいいけれども、土地整備に関する資金というものは、少なくとも五十年くらい考えてもいいのじゃないか。それで経営について自分の時代においてはね返ってくるものについては、これは

技術的に期限をきめることができるのだらうと思ひます。そのことはかねて疑問に思つた点でございますので、この機会に述べさせていただきます。

○角屋委員 農業協同組合の今後の発展の方向というところは、これは単に農協法の一部改正の問題のみならず、農政上非常に重要な問題の一つだと思ひますが、農業協同組合法の一部改正あるいは農協法の一部改正と関連して、御承知のように農協の組合員あるいは農協の中に入つてくる。そうすると今後農協の性格、これは農業生産法人が、かりにこの法案が通つて実施されるといふ場合に、どういふ発展の方向をたどるであらうかというところはまだ未知数でありますけれども、たとえば農地保有の最高限度の問題にいたしましては、御承知の通り農業生産法人の場合には全然それは除かれておる。自立農家といふ場合は家族農業経営の場合においては、これは主として自家労働といふふうなことで緩和はされましたけれども、農業生産法人の場合には、それは全然除かれた形になつておるわけでありまして、今後の発展の方向いかによつては、農業生産法人等を含む農業協同組合の性格というものが変わつてくる可能性があるように考えますし、それがまた農協全体の運動といふものの中に、どういふ影響をもたらすかといふことを考えるわけでありまして、そういう今回の農協法、農協法の改正を通じて、農協の性格、今後の発展方向というものについてはどういふ判断を持たれておるか。これは一つ東畑参考人と農協の関係でありますか

ら恩田さんの方からお伺いをいたしましたと思ひます。

○東畑参考人 今回の農協法の改正が農協そのものの性格をどういふふうに変えるであらうかという見通しの問題だと思ひますが、農業協同組合といふものはこれは農民そのものの一つのりっぱな組織でありますから、何をやっても、農民の利益になることはいひのであります。現実、生産関係については、あまり従来やっていない。主としてこれは流通組織の団体だといふことが言えると思ひます。こういうような農業改革の時期に、やはりより生産に密着に結びついていくといふことは、これは農民組織で当然必要であります。今回の改正においては、農業生産法人といふものは大きな地域にはなかなかあつていふために、農事組合法人といふような一つの生産の下部機構ができた。これを農協そのものがつかんでいくといふ形において、ちょうど過去に農事実行組合といふものを農協が結びつけて流通を整備していったと全く違つてございしますが、やはり農業生産に密着していくといふ一つの非常によい農協発展の行き方であらう。ただこれには金も要るし、技術者も要るし、相当の質的な変化を見なければならぬ。それにたとえ得る農協を早く作らなければいけません。それに経済組織を強化していかねばならぬ。これをやること自体が、また農協自体を強化していくといふ一つの必然性も生まれてくるであらう。こういう意味においては、私は今回の法案に農協法としても賛成をいたしました次第であります。

○恩田参考人 今後の農協がどうなるかといふような御質問であります。私は思ふに、現在各農協といたしましても、その体質改善の意味から再編成の問題が非常に強く叫ばれておるのであります。要するに、合併によつて、その基礎を拡大をして、そして運営の面でも合理化する、こういう問題であります。そこで今かような線へ進んで参ります一つの大きな点は、従来農協そのものは流通事業がその重点であつたのであります。しかし、これだけでは、これから参ります生産法人にいたしまして、あるいは農事組合法人にいたしまして、これを自分の傘下の一つの組合員としてしっかりとつかまえていくといふことは非常にむづかしいのであります。何と申しまして、これらに誤らざる線を打ち出していくには指導事業へ十分な努力をしていく、重点を置いて進んでいくといふことが非常に必要であります。そんな関係で、農業関係の指導員といふものは久しく至つて貧弱であつたのであります。農協もすでに結成以来十数年を経たおきまして、指導員も順次育成もされ強化もされて参りましたので、この線の一その強化拡大をはかりまして、そして参ります指導員に重点を置いていくことによつて農協の発展が期せられる、また、農協再編成もそういうような線へ、職員の待遇向上の問題もありまして、やはり一面におきましてのねらいは指導事業の整備強化といふ問題だと考えております。

○角屋委員 午前中の質問でも安井君からあつたわけですが、農協法、農協法に農地等を出資する場合の農地の評価問題、あるいは利益、余剰金の配当問題、この場合統制小作料の問題、これは小作に対して統制小作料を得る問題と、農業協同組合の信託等にゆだねて実際に出資をし、それから配当を受けるという、統制小作料と配当の問題の相互関係、これがやはり一つの問題になると思ふのであります。これは専門家の田辺さんあたりはどういふふうにこの問題の取り扱いを考えておられるか、お伺いをいたします。

○田辺参考人 農業生産組合が農業経営を行なう場合に、養畜その他を別にいたしまして、いわゆる耕種農業を行なう場合には、農地が当然必要條件であります。この農地をどうして獲得するかといふことになりまして、これは法人でいふゆる農地を買ひ受ける場合が一点であります。この場合はいふゆる組合が買ひ受けるものであります。この形は一種の共有といふ形になつて現われてくると私は思ふのであります。もう一つは農地を借り受ける場合であります。これは組合員から借り受ける場合も組合員外から借り受ける場合も出てくると思ふのであります。その場合の小作料はどうなるかといふことになりまして、これは現在小作料の統制が行なわれておる以上は、やはりそれに服してやらなければならぬのじゃないかといふことを考えますが、これは事實は、私がいろいろ農協組合の話を聞きあるいは実際見てみますと、相当高い小作料を、やみ小作料として一円から二万円くらいの小作料を払つておるものもあつますが、しかし現行制度におきましては、やはり統制小作料の制限を受けるということになりまして、それ以上のものは、いわゆる利益の配当といひますか、そうい

う点で分けられるのではないかと思うのであります。

それから出賃ということになりますと、これは非常にむずかしい問題であります。農地を出賃した場合、これは一体どういふ形になるのかというところが非常に問題になってくるのであります。この場合に、農地の評価問題等いろいろむずかしい問題がありますので、現在実際行なっている場合においては、農地を評価せずして、いわゆる面積をもってこれを提供するという場合が非常に多い。それだけ農地の評価というものはむずかしいのであります。この農地を出賃したという形は、どういふことになるのか。これはいわゆる金銭の出賃あるいは機械、農具等の出賃の場合とは非常に違ってくると思うのであります。やはりその個人のいわゆる土地というか、その土地の所有権が確保されて、その生産組合が解散をした場合におきましては、従来の農地が返ってくるという事になってくるのであります。ほかの金銭出賃の場合と違ひます。利用権というか、その組合の利用権というものがいわゆる共有の性質を持つてくるのではないかと、これが考えられるのであります。これに対する分配は一体どうかと申しますと、これは土地を借りた場合におきましては、小作料が統制せられておりますから、その統制せられておる小作料を所有者に支払えばよいわけでありまして、ところが出賃の場合におきましては、その配当というものが不確定であります。その地代よりも低い場合もあれば上にいく場合もあるということで、非常に違ってくるというのであります。

が、ただ、ここで先ほど言ったように、価格を出して、それを出賃の額にするということになりますと、先ほどの小作料との関係が非常に不自然なものが出てくる。すなわち実際の価格で出賃したとすれば、その価格が非常に高いから、その利子も小作料と仮定すれば、実際の小作料よりも非常に高くなるを得ないという矛盾を生ずるのであります。これはどうも現行法としては仕方がないじゃないか、こう考えます。

○角屋委員 新しく農協に農地の信託というものを法改正でやろうとしておるわけですが、農民の立場から見ると、農地の売買に自分みずから手で行く、あるいは小作人を選んで小作地に出す、こういう農家自身の自主的判斷でやる問題と、新しく農協が信託事業をやる、そこに貸付信託あるいは売買信託という形で信託をする、こういう場合に、一方の農協を通じての信託事業の場合には、はっきり政策として構造改善の一つの重要なこととしてこれを考へていくという意欲を持っておる。問題は、そういう生産農民の自主的な立場で売買、あるいは小作に出す今までの方向と、新しく農協が信託事業としてやっていく方向というものが、農協の信託事業、これを構造改善のこととして中心に置いていくのだ、こういう方向に喜んで生産農民からの信託がなされる方向に持っていくという立場からか、問題を見た場合に、どういふいろいろな配慮をしなければならぬかというところが一つの問題に相なるのじゃないか、それは生産農民の自主的判斷にまかせるのだというところで考へるのではなくして、先ほどの参考人の

意見からいけば、たとえば海外移住の場合とか、あるいは死亡その他の状況で一時小作に出せば小作権が非常に保たれるという特殊な例は別として、そうでない場合も含めて農協の信託事業を柱にしていくという場合、今政府の考へておるような方向でいった場合に期待のような構造改善事業のてこ入れになるのか、あるいはさらにこういう各般の問題を考へる必要があるのじゃないかというふうな御意見がある方、れば、東畑参考人か、意見のある方、意見の御開陳を願いたい、こういうふうに思ひます。

○東畑参考人 先ほど私申し上げたことが今の御尋ねに対するお答えになるかと思ひます。

○角屋委員 恩田さん、どうですか。上野さん、農協をやっておられないけれども、何か御意見があれば伺いたい。いろいろな法案の審議上参考にしたいたしと思ひましてお聞きをしたわけですが、格別の御意見も承れませんのは残念です。

次から質問することも御意見が出ない質問だけに終わるわけですが、東畑参考人はかつて長年の間農林省におられたわけでありまして、政府の農林法に基づく構造改善という問題について、河野農林大臣になってから構造改善事業というものをこれから強力に推進していくのだというところでパイロット地区、あるいは一般構造改善の事業地区、こういう形で推進をいたそうというたしておるわけでありまして、農林法あるいは農地法、農協法の関連の中で今進めようとしておる構造改善事業というものに対する所見がある

りますれば、東畑参考人の過去の経験の中から一つ御意見を承りたいと思ひます。田辺参考人、恩田参考人、上野参考人等も第一線におられる立場から、河野農林大臣の構造改善事業の構想あるいは今後の方向というものに対して御意見があらうれば、この機会に一つ承りたい、かように思ひます。

○東畑参考人 構造改善事業、非常にむずかしい言葉であります。一番大事な点は農業の生産の構造を變えるというところでございます。生産の構造を變えるというところで一番問題は、今日問題になっております土地と経営をどうしていくかというところに尽きるのであろう。この問題は、考え方としては上から従来やっておりますような一律一體的な政策においてはなかなか達成しにくい。やはり農民自身の自主的な発展を基盤にして、それを政府が助成、保護していく、こういう以外に方法はない。一番むずかしい問題は、構造と生産の問題はいろいろございまして、生産の構造を改革することである、その一環にこの法案が資する、こういうふうに私は考へておるのであります。

○田辺参考人 近ごろ構造改善事業というものが盛んに言われておるのであるが、これは普通の農業経営の改善というのとちよつとニュアンスが違ひように思ふのであります。構造改善といふものは、これはいろいろな立場からいへば、ほとんど全部がその中に入るかもしれないが、少なくとも構造改善という狭い意味で考へてみますと、私は大体二つ大きな問題があると思ふのであります。現在やられておる構造改善事業という中には農業経営の基盤の改善、たとえば土地改良であり

ますとか、あるいは交換分合によって機械農業をするような便利がありますが、とか、こういうこと等があります。その上に農業機械その他のいわゆる近代化といふものか、近代施設の普及充実に、こういうものも一つその基盤の中に入っていると思ふのであります。もしそれを推進するといふことになりまして、先ほど言ったようにそのやった近代化のいろいろの機械なりいろいろな施設なりといふものをフルに、有効的に効果を發揮させるということになれば、普通の現在の形の農業経営ではいけないのであります。農業経営の構造改善といふことがその中にもう一つ加わっていかねばならぬと思ふのであります。それが農地法なり先ほど言った農協法の改正にかかわつてあります。そのことが一向うたわれないといふことを考へてみますと、そのやった効果はなかなか少ないのじゃないか。ですから、構造改善事業といふものをやるならば、同時にその経営構造の改善ということも進めていくことが必要であるといふことを私は考へるのであります。この意味におきましてこの法案がもしも成立するとなると、そこに初めて車の両輪のようなことになってくるのであります。ですから、その意味においてこの法が一度も早く議會を通過することを希望する次第であります。

○恩田参考人 構造改善事業につきましては、むしろ政府の施策として推進をされるのであります。この問題は決して私どもは言われてやる問題ではない、かような自覚を持って皆さんにも申し上げておるのであります。たまたま袋井市は三十六年度に一般構造改

善事業の地域に指定を受けまして、三十七年度に調査をして三十八年度から事業実施に入る、こういう予定で進んでおるのであります。そういう線から考えまして、これを實際にやっていく上において事業量は平均一億一千万とか聞いておりますが、しかし、そのうち政府の助成は四千五百万で、あとは結局これはどれだけの期間になりまして、構造改善をやった農民自体が負担をしないで済む。従って十分自分腹にきて、その期間においてはつきり元利の返済もでき、また生活設計の上にも多少のゆとりのできるような作目をいかにして選定するか、見出すかということが根本問題だと思っております。従って基礎調査の段階におきまして、私もそれをいかにして見出すかということに今頭を悩ましておるわけであります。十分検討して誤らざる線を農家とともにやっていきたい、かように考えております。

○上野参考人 構造改善ということは多分生産構造、経営構造の改善ということだろうと思つてますが、その場合に一番考えられなければならないことは、結局技術者の参画ということじゃないかと思うのです。現在、全国的に構造改善ということが進められ、土地条件の整備とか新しい経営の近代化が進められておりますけれども、そういうことの指導というものが主として役所の側の立場に立って、役人によって指導されておる。しかし実は農民の側に立って、その経営者の一人となって経営に参画する技術者というものを考えなかつた場合に、現在の近代化というものは非常に危険じゃないか。そこに確信を持って経営そのものを運営して、

引っぱっていく技術さえあったらば、これはものになると思つたのです。職工だけ集めて技術のない工場を考えればすぐわかることであつて、私、構造改善の一番大事なことは、農業経営における技術者の位置づけじゃないかろうか、その問題が現在一番忘れられていくのじゃないかと思つております。○角屋委員 あたと同僚議員の質問もありまして、私の質問はこの程度にいたしたいと思つた。大へんありがたうございました。

○野原委員長 東海林君。○東海林委員 私も数点につきまして尋ねたいと思つたのであります。まず一番初めに、東畑参考人並びに田辺参考人にお伺いしたいと思つております。

先ほどの御意見陳述の中で、農地の所有上限緩和についての御意見がございました。技術の進歩、機械の発達に伴つて、経営を合理化する上においては、従来の三町歩に原則として限るという制限を緩和することが適當であり、賛成だ、こういう御意見だと拝聴したのであります。私も、技術の進歩や機械の発達に伴つて、経営をある程度拡大していくという方向については、もちろん異議のないものであります。しかし、實際どういう形において経営の拡大、合理化をはかつていくかという点になりますと、これは問題があると思つたのです。一つは、それを個々の家族経営としてそういうふうにしていくか、それとも共同でやっていくか、こういう問題だと思つてござい

ます。政府の農業基本法は御承知のように家族経営農家の育成を中心として、一部協業あわせて、こういう形

でありまして、私も共同経営というものを非常に重視して、この点を農業基本法における政府案との最も対立の重要点として論争したわけであります。御承知のように私も農政を考へる場合には、一部の農家だけがよくなるというのではなしに——他に転出して農業をやる以上によりよい生活が約束されるような場合は別といたしまして、やはり農にとどまつて農でもってやっていくという人に対しては、全体としてこれを引き上げていくということを考へるのは当然であると思つておるわけであります。たとえ一つの一部に三町歩の経営の農家が十戸ある場合に、これを三町歩に引き上げるということにするならば、農地の面からいうと三町歩の前後の農家が三戸できるためには六戸ないし七戸の農家が離農しなければならぬ、そこで十町歩の一農家を育成するということになりますと、十人のうち九人だけは他に転出してなければならぬ、こういう形になつてくると思つておるわけであります。こういうことは實際問題として私は非常に問題があるのではないかと、全体の農民を引き上げていくという立場からすれば、少数の力ある農家だけが大きく伸びるというものは必ずしも望ましいことではないのではないかという点を一つ考へるわけであります。

それからもう一点であります。この点に関連して考へることは、政府は、今回の農地法の改正は農地法本来の使命を何ら変えるものではないに、最近のいろいろな諸情勢の変化に即応する部分的な改正である、こういうふうにご説明しておりました。あくまでも農地改革の成果はこれを堅持するのだ

ということを主張しているわけでございますが、御承知のように農地改革の基礎法となりました自作農創設特別措置法の目的の中には、農業生産力の発展とともに農村の民主化を推進するということがあつたわけでございます。この民主化を推進するということについて、当時私もしばしば政府の説明を聞いたわけでありまして、一つにおいては、封建的な地主制度というものをなくして、そうして従来のように高利貸の小作料によって小作人を搾取し、圧迫するような点を排除するという点と、あわせて農村における社会的なまた経済的なこの格差というものをなるべく少なくするという、そのことが民主化を推進するのだというような説明を聞いたことを記憶いたしているの

でございます。現在においてもこの点はほんとうに真剣に民主化を推進するということであれば、同じようなことが言えるのではないかと思つております。ところでこの上限を撤廃することに関連し、一面機械化の発展ということと関連するならば、政府が考へていくようにこの緩和ということを若干引き上げるといふことではなしに、無制限に撤廃するといふような形になると、私はそこに農村の階層分化というやうなものが非常に進んでくるおそれがあるのではないかと、こういうことを考へるわけでありまして、そういうふうな点からすれば、これは農地改革の成果を堅持する点から見ても、若干の疑問があるのではないかと、こういう感じが抱くわけでありまして、そういうやうな点について両参考人の御意見を伺いたいと思つた。

○東畑参考人 自立経営農家の上限を撤廃することが階層の分化を進めるのではないかと御質問だと思つた。今までの農地法におきまして三町歩に制限してありますのは、おそらく東海林さんのおっしゃるやうに、狭い農地にたくさんのお農民がいる場合に、ある農家だけが経営が発展していつて、非常に零細規模の農家がたふさんあるという一つの階層分化ということを防止するために三町歩の制限を置かれたというの、これは事実だと思つた。今日の条件の違ひますのは、経営規模が小さいからその農家は所得が低いといふこと、今日の農民の中には非常に複雑な条件が出て参りまして、御承知のやうであります。従い

まして農業だけをやっていくという専門農家と、農業を片手間にして他の所得でやっていく、こういう場合に、経営面積を拡大するから零細規模の農家が外に押し出されるのではなくして、労働市場の他の産業の誘引が強いから、また所得が高いがゆゑに、農家のうちの長男であるとか次男といふものが外に出ていく、むしろ労働市場の需要の方が多いためではないかという例も非常に多い。そうなりますと残つた零細化規模の農家がその土地を縮小しようあるいは協業しようという場合に、これはどうも階層分化というものを促進するのではないのではないかと、いうように私は考へております。従いまして上限を撤廃いたしましたところ農家が伸びて、しかしそれがまたもっと大きく伸びるために協業をするといふ場合もあり得るでしょうし、小さい農家ももっと大きな経営の発展を期するために協業するといふ場合も起こるで

しようし、これは両方とも併存をして、相ともに生産力の発展に寄与していく制度ではないか。ことに家族自作の農業からこれはなかなか取り去れるものではない。従って今度の法案においても家族自作農業の考え方を農業法人においてもなおかつ憶病なほどとおるというところにおいて、私は別段上限を撤廃したことだけがその階層分化をあなたのおっしゃるように進めるものではないのか、こういうふうには考へておられます。

○田辺参考人 上限の制限をとったというところが東海林さんの言われたようにそううまくいくのかどうかということにつきましては、私は先ほど申しましたようになかなかそういくものではないと思うのでございます。その上限をなくしたと申しますけれども、特別にこれには主としてというのがありまして、家族労働というのはいわゆるおのづからその間に制限がやはりあるのだというのを私は考えるのでありますけれども、そのやり方につきましては、もしもこれを無理に半統制的指導によって農地の移動を促進するということになりましたと、先ほど言ったようないわゆる階級分化ということを進めるといふことになってくるのではな

いたしまして、それは強制せぬのですから、自発的にやる。自発的にやる以上はそのほかに兼業なりなんなり収入がある。なくて困った場合もある。当私はあるのではないかと、こういうことを考えますと、それほどそれによって階級分化が厳然と現われるようなことはない。と同時にこれをやる場合には、私は先ほど言ったように非常に注意をして、そうして一方に無理のいかなような方法でもってこれを漸次やっていくということをや、やり方としてはやるのだ。それと同時に現在兼業農家の数は非常に一方において増加しております。戦前は四五%くらいのもので、現在は六五%、しかもこの促進によつて政府の推定によりまして十年後におきましては約八〇%程度に及ぶという推定さもあるものであります。しかしこの生活状態を比べてみますと、やはり兼業農家の方が現在ではかえってほんとうの純農家よりも文化的生活ができて生活が向上しておるといふ面も多少ある。いわゆる所得をふやして生活を向上するといふ点におきましてと、そういうことになると同時に、やはり私はそういうことをやると同時に、やほり兼業農家というのに対してある程度の保護なりあるものはこれに対する投資なり、同様に農地の移動を確保するならば、そういうものを通じてそれに対する対策といふものをやはり同時に、これはやっていかなければならぬのではないか。ただ一方、いわゆる従来行なわれておる三割農政とかあるいは一割農政とか五分農政とかいうのではなくて、所得の面から押えまして、やはり平等になるようなふう

一方に偏せないで他の方に対しましてある程度の所得をふやすような政策を一つとする必要があるのではないか、そういうふうな考へております。

○東海林委員 次に東畑参考人にお伺いしたいのですが、農地信託の問題に關連してあります。先ほど、他人の大事な土地を預かるのであるから親切でなければいけない、さらに経済団体でなければいけない、さらに御趣旨であります。しかしそれが農地の流動を促進する意味において御趣旨であったのであります。御趣旨で二点についてお尋ねしたいと思ひます。

まず第一点は、実際に農民がこれをどの程度一休利用するだらうかという点であります。昨日、農地局長の答弁では、なじみのない制度であるし、やってみなければわからぬ、というふうなことのようにございまして、売買の信託の場合におきましては、御承知のように若干手数料が取られると同時に、幾らで売れたかということがはつきりするわけですね。現在の農民心理として幾ら金が入ったかというふうなことをはつきりすることはなかなか好まないと、この点が一つでございまして、私はそこらに一つの疑問を持つわけですが、それからもう一つの貸付信託でございしますが、確かにこれを信託に付する人の立場からいへば便利な制度ができたというところになるかと思ひます。しかし、これは従来のこれを利用する人の側から見ますと、必ずしもそう望ましい形かどうかということには問題があるのではないかと、一般の小作契約人におきましては、御承知のように期限が

信託制度をやるかどうかということ、これは組合員の総意に基づいて定議を改正して、そうして認可を受けてやるかどうか、こういう点にかかっていると考へております。そうなりますと、政府が農業基本法の、これを重大な一つの関連法案として、農地の流動化をはかる方策としてこれを進めるといふ場合には、地域的に見てプランクができるはずだと思ひます。かりにその地域内において農地信託をやりたいと考へている人間があったとしても、農協においてこれを実施するといふ決定がない限りこれは活用されない、こういう点において私は、それは何か非常に政府でも農地信託制度というものについて自信がないので、やれるだけやってみ、こういうふうなことで非常にこれは不徹底な考へ方だ、こういうふうな感じを持っておられますが、この点についての先生の御見解を伺いたいと思ひます。

○東畑参考人 信託事業というのはなかなかなじまない制度でございまして、私自身も信託事業ということが農民によく理解されるかどうかについて東海林さんと同じように疑問は持っております。

信託事業のうちの売り渡し信託というの、おっしゃいますように、これはよほど急いで土地を売ってどこかへ引越す、移民する、先ほども話がございましたが、そういうような場合にこれは適用されるのであります。じつくりと土地を売ろうという場合は、これは農村に住んでおる人でございまして、おそろくこういう制度を利用しなくてはならないか。それから貸付信託という一つの形において、

きまして、条件について相談し、条件がまとまらなければさらに更新する。こういうことではあります。今度の信託制度においては、政府では六年以上にしたいというふうな答弁でありましたが、期限がくるとこれは返さなければならぬ、こういうことになるわけですが、従ってこれがある一定の期間だけ自分の経営に取り入れるが、その後においては経営の基礎としてこれを活用することができない、こういうことであります。実際にそれをたよりとして計画というものは成り立たないと思ひます。そういうふうな点からして、これは利用者の方面において必ずしもそう歓迎されるような制度じゃないんではないか。こういう意味において実際のなこの活用がどの程度にあるのかという点で、私は疑問を持っております。その点についての御見解を一点伺いたい。

それからもう一つは、この農地信託を取り扱う機関として農協を選んだことが適当かどうかという点についてでございます。現在の農協必ずしも全部がりっぱに運営されておるかどうかという点について問題があるわけですが、しかしこの問題は、漸次合併であるとかその他健全な運営ができるように指導するといふことによつて、だんだんと解消されていく問題だと思ひます。しかしもう一つ基本的な問題として、今度の農協が農地信託をやるといふ問題は、これは強制的な問題ではございませんで、農協が信託制度をやること

から、おそろくこういう制度を利用しなくてはならないか。それから貸付信託という一つの形において、

から貸付信託という一つの形において、

から貸付信託という一つの形において、

一方土地を流動化する、私はこういう安い地代で土地を貸していく人があるかなあという、むしろ利用者の方じゃないか、所有者の方のことを考えておったのでありますが、東海林さんの話は逆に利用者が利用しないじゃないか、これでは耕作権が安定しないじゃないかというものであります、これは私はよくわからないのでありますけれども、信託規定の貸付で何年くらいを政府は考えて、今五年ですか六年ですか、六年の貸付後はどうなるか、こういう問題はなかなかむずかしいので、都会へ出て、土地を持っておるといふ一つの安定というものを、全部の人が放棄するのじゃなくて、ある人は、持っては置いて転向しようという人もありまじょうし、いろいろ複雑な五年先の話であります。従って五年たてば必ず返すのだという規定であつて、また五年先でも同じように更新をする場合もありまじょうし、これはあなたが利用者の方が利用しないだらうという考えに割り切るわけにいかぬのじゃないか。利用者の方もそれによつて経営を拡大できれば五年間でも借りていこう。むしろ所有者の方が安い地代でそんなものを貸すのはいないじゃないかという議論もあると思ひます。これはやつてみなければわからないのであります、一方だけが便利だというふうにはいかぬじゃないかというふうに考えます。問題は耕作権の安定をどうするかという問題、あまり短い期間であればこれはだめであるというように私は考えております。

その次の主体の問題は、それじゃ信託事業を市町村でやる場合どうするかという問題ですが、これは市町村が農協以外にはないのじゃないか。これは経済事業であり、しかも構造改善事業の融資をやり、いろいろな経済事業との関連において考えると、私はどうしても農業協同組合以外にないのじゃないかという気がいたします。ただ農業協同組合によつてはこれをやらない、農業協同組合の空白ができるじゃないかというふうなことであります、農業協同組合法をあまりよく研究しておられませんけれども、員外利用というものの許し得る範囲において少し緩和して、これをやらぬ農業協同組合に対して他のやつておる農協に員外利用というふうな形で何か制度を結びつけることが可能であれば、あまり空白がないようにできるのではないかと。農協法はあまり詳しくわかりませんが、何かそういうことの運用で解決し得る道があるんじゃないかというように、これは思ひつきでございしますが、考えております。

○東海林委員 次に、やはり信託の問題で田辺先生に一つお伺ひしたいのですが、農林省当局は今度の農地法の改正と関連して小作料の改定ということは一応考えていないという御答弁でございました。しかし私は今の貸付信託等をいたす場合に、現在非常に安い小作料、しかもその中から信託料も取られる、こういうことになってきますと、やはり地主側の気持としてはどうしてもそこに小作料という問題について非常に関心が強くなると思ひます。必然的に小作料の値上げの問題が出てくるのじゃないか。今度の農地法の改正と関連して、旧地主がばかに元償問題に現在非常に活発な運動を展開されておりますが、そういうような形が小作料についても今度のこういう改正、特に信託制度というふうなことの関連において起きてくるのではないかと。このことを私も懸念しているわけでございますが、そういうことについての御見解はいかがでございませう。

○田辺参考人 小作料は現在、先ほど申しましたように統制されております、農地価格というものと対比してみますと非常に安いというところになってくるのであります。信託制度ができたから小作料というものを上げなければならぬ、こういう結論にはならないのであります、農政という根本問題から考えた場合と、日本の農業経営というふうなことを考えた場合から、小作料を動かすなら動かすということが考へられるのであります、それは私には、先ほど言ったように小作料を信託に持つていって、それが世論化して小作料を上げなければならぬ、こういうふうなことはならない。それから、信託を行なうために、便利のために小作料を上げる、こういうことであります、これは主客転倒した一つの議論であります、そう簡単にいかにないじゃないか。また、そういう世論というものは私はそう起ころうとは思ひません、これは適正であるかどうかという問題になります、これは将来大いに研究すべき問題であります、しかしそれを考えると同時に、それを関連して農地価格の点も同時にこれは考えるべき問題である、相関連した問題であるといふのでありますから、私は信託行為をやるために小作料が不都合であるといふことはちょっと承服できぬと思ひます。

○東海林委員 次にもう一つ田辺先生にお伺ひしたいのですが、先ほどの御意見陳述には触れておられなかったのではありませんけれども、現に自作農創設特別措置法に所屬の農地その他で自作農創設の用途に供しなくなったものは、現在では旧使用者に返すというところになっておりますが、今度の改正では一般承継人まで及ぼす、こういうことになっているわけですか。ところがこの中で、開拓不用地の問題と保有農地の問題を一本に法律改正がされておりました、町村合併等があった場合に、新しい町村にこれを返す、そういうこと等のために改正するのだというふうな説明がつけられているわけですか。この点はまだ私、政府に所信をただしてないのであります、私は、未墾地の場合におきましては、計画が確定しますと、おのづと不用地というものが判然として、事務的な処理さえ遅滞なく行なわれれば、ある一定の期間内には処理されるもの、そういう性格のものと考えますが、保有農地についてはその農地がいつ他に移用されるかというところは予測されません。予測されない場合、たまたまそういう事態が起きた場合には、いつになつてもこれを返す、この所有者あるいは一般使用者に返す、こういう法制は私は他に類例のない法制度のように考えるし、また実際に一度適法に失われた所有権がそのまま復活するといふわけではないのですが、実質的に復活するやうな形があつていいのかわか。たとえば同じやうな性格のよりに考えられます土地収用法におきまして、これは目的に供しなかつた場合あるいは一度目的に供した

の問題になりまして、適当にやれば解決するのじゃないか、こう思います。

○東海林委員 次上野参考人にお伺いしたいと思いますが、先ほど来、共同経営をする場合の土地収益の評価というものが非常に問題であり、これの決定については慎重を要するというような御意見があったわけでございます。昨日の経済局長の答弁によりまして、これは当事者で相談してしるべきで、やってもらうんだ、こういう御答弁のように承知しているわけでありまして、これはどういふような点を特に注意しなければいけないかというような点を一つ教えていただきたいと思うのであります。

○上野参考人 ただいまの御質問は、集団化する場合、あるいは経営規模を拡大する場合に土地をまとめる場合のお話でございますか。(東海林委員 共同経営する場合です)と云ふ。転業農家等の土地を預かる場合でございますか。

○東海林委員 農地を持っておる農家が自分の農地と一緒に提供しながら自分も共同経営に参加する、こういう場合です。

○上野参考人 結局、合理化近代化することによって収益がどの程度高められるかによって条件というものが考えられなければならないと思うのであります。それで、たとえば都市周辺の農家が共同化へいくという場合に、自分みづからが経営に参画していわゆる全面共同をやる場合と、それから兼業農家が三反とか五反のような小さな経営に不合理を感じて、農協への信託とは違いますけれども、それをまとめて共同

経営に入れてもらおうという場合、あるいは一種の出資の形で出すという場合、いろいろな場合があると思ひますけれども、その場合に、さつき小作料の問題がいろいろ問題になったのです。小作料とか何とかいうものが規定されておりました。そしてそれに全然幅がなかった場合は結局損得の問題で、そういうところが困難になりはしないか。だからそういう人たちが参画しないために大きな、当然やれば有利になる経営が成立しないために、やむを得ずして従来のような不合理な経営を続けていかなければならない場合の大きなマイナス、それからある程度の小作料を出しても、あるいは出資に対する配当を出しても、そういう人たちが全部一括されることによって上がる利益の幅というものが非常に大きかった場合には、そうした共同経営に踏み切る農家も多いんじゃないか。だから地理的なあるいは社会的ないろいろな条件によって弾力性を持たせなかったら、結局あまりに固定したものの考え方、結局あまりに固定したものの考え方、実際の適用の範囲というものは狭くなるんじゃないか、こういうふうに考へます。問題は、合理化することによってどの程度利益が上がるかという問題であり、共同化され、合理化された経営のいわば合理性、収益性というものが、この発展を規定していくんじゃないか、こう思います。

それで私は共同化をやっていく場合に、自作農を守るための共同という基本線をいつも堅持しておるわけでありまして、つまり従来の経営規模が非常に小さかった場合には、自作農自体が自滅していく。特に経営規模が小さければ

ば小さいほど自滅していくわけでありまして、ところがそれを集団化し共同化し、合理化することによって、小さな農家が存在する。しかしやはりそれにも限界がありますから、だからその程度の利益では承知ができないという人は離農していくとか、あるいは経営規模の割合に今度共同者の数が、非常に小さい面積の農家がたくさん参画した場合に、そこに今度またそういう面の不合理が出てきますので、収益性という面でも一つの最も合理性のある一線というものがそこに引かれて、あまりに小規模の農家が共同の中へ入ろうとする場合には、かえって今度収益性が低くなってくるというようなことで、ある程度それで規制されていくのではないか、こういうふうに考へております。

○東海林委員 最後にもう一つ、田辺先生にお願いしたいのであります。農地法の第一条には御承知のように、「農地はその耕作者みづからが所有すること」を最も適当であると認めて「いふ、こういうことが書いてあるわけでございます。今度の農地法の改正は、先ほども申し上げましたように、政府当局としては、従来の農地法の本筋を変へるものじゃない、こういうことを言っておるわけでありまして。しかしこの法律の第一条に書いてある「耕作者みづからが所有する」という点は相当くずされている点が具体的に述べていると思ひます。一つは先ほど話が出ましたように、貸付信託によって出ていけば不在地主の形になるのではないかと、それから農業者生産法人に貸し付けた場合は、これは小作地の保有限度を越えてもよろしい、こういうような点が出ておるとい

うことが一つ。それからさらに、今度には農業生産法人としての所有を新たに認めるという点、こういう点から見ると、この「耕作者みづからが所有する」ということをせつ然と認めるというところは違つた形が出てくるのじゃないか。もちろん先ほどの不在地主とか、あるいはこの生産法人に貸し付けて保有限度以上の小作地を持つという地主が農地改革前の封建的な地主と同質であるというふうには私も考えません。が、少なくとも所有と経営が分離したという形は、これは形としてはきつりいたしておると思ひます。そういう点から見ますと、今度のこういう改正をするという点について、当然この法第一条から改正すべきじゃないか。ただ政府は第一条を改正すると、いわゆる本質的な改正だ、こういうような批判をおそれて、私は故意にこの点を怠つたのじゃないかという疑念を持つわけでありまして、先生この点はいかがでございますでしょうか。田辺先生と東海林先生と両方に一つ。

○東海林委員 耕作者が土地を所有するといふ、いわゆる家族自作農経営的なものに農地法の根本精神があるが、今回の改正においては、農業協同組合が所有する場合においても、いろいろと条件がございまして。たとえば土地の半分以上は持たなければならぬとか、農業従事者の五分の四までは組合員でなければならぬとか、いろいろな条件が出ておりますけれども、やはり家族自作農主義という根本をくずさないといふ考え方が背後に強く出ておると私は完全に分離するといふことはまだ

日本の今日の段階においては考えられないのであります。零細所有の上に少なくとも大きな経営形態をもちたすような仕組みを作っていくというのが限界になっておる。そこで形式的には所有者で不在の者も出てくるし、いろいろな現象が起こつて参りますが、これは農地改革前の土地所有、しかも地主的なものと全く違う性格のもので、近代的な土地所有、その原則の、家族自作農経営というものはこの法案によつても根本的にくずれるものではない、また本質は、全国歩きましても、家族自作農が中心であつて、その新しき発展の形として会社形態、法人形態というものが発生してくる、その本質は、よく洗つてみると、家族自作農経営の新しい一つの考え方は、そういうふうに法制も非常に綿密にできておるのじゃないかというふうに私は考へておるので、第一条の根本の趣旨をくずすほどの変更ではない、こういうふうに思っております。

○東海林委員 田辺先生にもお伺いたいのですが、今の東海林先生の御見解に關連してちょっと説明を加えて田辺先生にお伺いしたいと思ひます。私は、耕作者がみづから土地を持つのが最善であるという考えがこの法の第一条にあるとすれば、現にその耕作者と土地が離れておつた場合にも、なるべくそれを少なくするという努力をするのがこの法の精神だと思ひます。ところが今度の法は、従来のなかつたこの精神と違ふものを新たに認めるような形が改正の上に出て出ておるわけなんです。それでですから、これをこのままにしておいて、こういう不在地主を認めるとか、保有限度以上の小作地を認

めるとか、あるいは法人を認めるということは、従来のものを減らすのではなしに、新たにこれを作るといいうので、第一案そのままでいいというのには私はどうも考えられないのです。が、今度は田辺先生、そこをつけ加えて御見解を承りたい。

○田辺参考人 非常にむずかしい問題で、なかなか大へなことだと思ふのでありますが、第一条でいわれる所有というものと経営というものが一緒になっているのが最もいいものである、こういうことが規定せられておるのでありますけれども、政府の今度考えられておられる新しい案におきまして、日本の個人の経営というものが、やはり自作農経営というものが、いわゆる自立経営農家というものが中心になって、そしてこれがいわゆる主要なところの内部の部分をなすのである。

その他の部分はどっちかといえればつけたりというのでありますから、家族制のものというような概念がそこに相当あるのじゃないかということが考えられます。特にまた、共同経営、共同化と申しまして、あのいろいろな規定を、あるいは合名会社、合資会社というのがありますけれども、しかしそれについておるところのいろいろの条件というものを考えてみますと、やはり自分の土地を自分らの労働で耕す、そしてできたところの収益を各人によってこれを分配するということの思想というものは、従来の自作農の概念を拡大したところの一つの範疇に属するのである。それからもう一つは、先ほど言ったように不在地主ができるのじゃないかなんて言いますけれども、この信託によってできる不在地主と

いうものは、これは従来の個人的関係の小作農あるいは地主というものは全然性質が違ふのでありまして、しかも、これは非常に限定的な、きわめて短い性質を持っておる。それから、その貸した地主というものは、それぞれ小作の条件をきめる場合にそこへ及ばないというのでありますから、従来の小作の概念とは非常に違ってくるのであります。これは従来のような不在地主ができるのか、あるいは一町歩以上の地主ができるのかという考えは、ちよつと理論的に言うところの違ふのじやないかということが考えられるのであります。

そういうふうな考えを参りますと、無理して第一条をそういじらなくてもいいのじやないか、いじったが最後いろいろの問題がまたそこにできてきて、収拾がつかないものになってくるというところから、なるべくあのところをいじらないで、実質において内容を充実していく、こういうふうな概念でないか。これは政府の考えをそんなにうしろの考えでありまして、政府はどいうふうな考えをしておられるか知りませんが、それでも言うより仕方がないと思ひます。

○東海林委員 どうもいろいろとありがとうございました。以上で終わります。

○野原委員長 安井吉典君。

○安井委員 お疲れのようでございますから、一つだけ簡単に御尋ねしたいと思ひます。

東畑さんにお伺いいたしますが、農林漁業基本問題調査会等いろいろな審議をされた中で、自立農家の経営規模はどのようにお考えでありますか。

○東畑参考人 これは人によっていろいろ違ふのでございますが、一町歩以上三町歩とか、いろいろ出ておりますが、基本問題調査会においてどういう規模のものが自立農家であるということとをきめたことはございせん。ただ、どの程度の専業農家であれば、今日の段階において都市の勤労者と生活水準が均衡しておるかという場合の計算をいろいろやったときに、まず地域別にいろいろ資料を出してやったときに、二町とか三町とかいう一つのデータが出まして、それがまず均衡をしておるといふ事実を論じたことはございします。それが政府なりあるいは基本問題調査会の自立農家の経営規模であると言つたことは一度もないと思つております。

○安井委員 きつちりした線をお出しになったことはないと言われますけれども、大体今の御答弁でも、一町とか二町五反とか三町というふうな御話でございしますが、今の農業構造改善ですか、そういうような問題の中で土地の流動性をはかっていく、そのためには農地の制限がじやまだ、こういうふうに私も簡単にすくいましてしまふわけでありまして、もっともその農業構造改善という言葉も、先ほどの御話のように私も、全く同感なんです、普通言われる構造改善が、河野さんの構想になつて参りましたら、どうも主産地形成に変わつて参りました、概念内容を変えなければならぬのであります、河野さんの河野改善で、私どもの言うのは構造改善ということであつておりますが、それにいたしましたも、農地の問題に私もそこへ持つていくわけであり

ます。しかし、今の御答弁の中で、一町、二町五反、三町歩ということになりますと、一番大きなおっしゃり方でも三町歩。ところが、今の農地法の中にも、内地はたしか三町歩ということになってはいます。だから私は、今政府などが言つておられる農業構造改善、そういうふうな問題をお進めになるにしても、内地平均三町歩というふうな、県によって少し違ひますけれども、そういうふうなことでちよつとも差つかへはならないかというふうな気がするわけですが、私も簡単に農地の制限がと言いますけれども、これは実はもつとほかに問題があるのじやないかというふうな気がするわけですが、先ほど恩田さんでしたか、もう三町歩やそこらでもできないのだ、五町歩くらいなければできないのだという話もありましたけれども、しかしそんなに大きな農家を作るほど日本には農地がないわけですが、たとい全国の農家に三町歩土地を与えるにしても、六百万町歩を三町歩ずつ与えれば二百万戸です。か。そういたしますと、六百万戸のうち四百万戸は土地が一つもなくなくなつてしまふ。首を切らなければならぬ。全部五町歩にするということになりますと、これは百二十万戸にしかならないことになつてしまふ。ですから、私はこの三町歩という制限をとつて、これよりも上に上げるといふことについて、恩恵を受ける人は、今の農林統計で調べてみますと、三町歩以上所有している農家は、北海道も入れまして十五万戸ですね。その十五万戸について見れば、この三町歩という制限をとるといふことは実益があるわけでありまして、ところで、今二町五反くらいの自

立農家を作るといふ政府の方針をもし本格的に進めていくということになりましたら、むしろすでに三町歩以上持っている十五万戸の方は足踏みしておいても、それ以下の三町歩ないような農家をどんどん引き上げていく、それの方に力を入れるのが本筋じやないか、そういうふうな気が私はするわけですが、そういうふうな気が私はするわけですが、そうしなれば、とても百万戸だとか二百万戸の自立農家を作るといふことはできないと思ふ。そこで、全体的に経営規模をもつと広くしてやらなければいけないというふうな強い要請があるのは当然で、そのためにこそ共同化の方向に進むべきなんです。面積がなければできないのですから、上野さんの御意見は正しいと思ふわけでありまして、そういうふうな考え方につきまして、これは時間もございませうから一つお考えを御漏らししていただきたいと思ひます。

○東畑参考人 どうもむずかしい問題でございしますが、現実三町歩以上の経営をやろうという意欲がある農家、そういう経営を進展する意欲がある農家がおります場合に、その制限をして、これをとめる必要は全くないのじやないか。ここに技術発展というものが伸びてくるわけでありまして、そこで、それが農業で所得を得て、事業でいこうという場合に、三町歩という平均的な形において押える必要はない。それが昔の地主さんになるといふのでなくて、経営自体として発展していく場合に、押える必要はない。その他の農家も、それによってまた経営を拡大したり、協業化を進めていく一つの生産競争の材料になる。それをまず二町

じゃないか、片っ方は押える、そういうふうにしたらいじゃないかと言われましても、現実には同時にそういうものが進むのでなくて、発展に応じて進めていくわけでございますので、そういう制限を撤廃することの方がより経営発展にいくのではないかと、こういうふうには考えないのでございます。

○安井委員 農地の流動化がそういうような重石がなくなることによって進むということは事実だと思います。だけれども、今のままでやりましたら、これもやはり力のある人だけが進んでいくわけで、おそらく三町歩現に持つておるような人だけが伸びていって、それより下の一町や一町五反、それ以下の人が三町歩に達するなどということ、今の姿をそのままにしておいて、幾ら制限を十町歩にしようと百町歩にしようと、できる道理はないと思う。

だから、農地の流動化を進めるといふことはわかります。わかるけれども、その流動化は比較的上の階層にとどまってしまう。ほんとうに農地の流動化を進めるのには、たとえば融資の問題とか、あるいは土地価格を適正にするとか、そういうところにこそほんとうの行き方があるのではないかと。何か俗にみんな話し合つと、農地の流動化が進まない、それは制限が悪いのだとすぐ言ってしまうわけですが、私はそれは誤りじゃないかと思ひます。だから、その他の対策が伴わなければ、こういうふうなことをやっても全く無意義ではないか。特に下層の方は、上の方がどんどん伸びていけば、あの方の方は土地がなくなってしまうよ、この狭い国土の中で。ですからそのほかの対

策が伴わなければならないという考え方、それについてはいかがですか。

○東畑参考人 農地法の改正だけでも日本の農業改善が進むというふうには考えておりません。おっしゃいますように、これが非常に重要な問題でございますが、これに付加されたいろいろな財政なり金融の措置が当然伴わないと、なかなかむずかしく、解決しないことはおっしゃる通りだと思います。ただ、ある農家の経営が発展するというのと同時に、小さい経営規模の農家も、もっと資本を入れた高度な農業経営を共同でやっていくという競争でございますから、意欲が当然出るもので、またこれが同時に生産協同組合を合理的に発展させるという一つの推進にもなるのではないかと、両々相待っていくのではないかと、いうふうに考える次第でございます。

○野原委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には長時間御苦勞さまでございました。両案の審査に資することろきわめて大なるものがあつたことと考へます。

次会は明十九日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

昭和三十七年四月二十五日印刷

昭和三十七年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局